

行政監査報告書

平成21年度

(非営利団体への委託のあり方について)

佐賀県監査委員

監査第 342 号
平成22年9月10日

| | | |
|-------------|-------|---|
| 佐賀県議会議長 | 留守 茂幸 | 様 |
| 佐賀県知事 | 古川 康 | 様 |
| 佐賀県教育委員会委員長 | 安永 宏 | 様 |
| 佐賀県公安委員会委員長 | 山口久美子 | 様 |

| | |
|---------|-------|
| 佐賀県監査委員 | 中村 孝 |
| 同 | 田中 俊雄 |
| 同 | 篠塚 周城 |

平成21年度行政監査報告書について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したの
で、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出し
ます。

目 次

| | | |
|------|----------------|-------|
| 第1 | 監査テーマ | 1 |
| 第2 | 監査の目的 | 1 |
| 第3 | 監査対象 | 1 |
| 1 | 事前調査 | 1 |
| 2 | 監査対象機関の選定 | 1 |
| 第4 | 監査の実施 | 2 |
| 1 | 監査の実施時期 | 2 |
| 2 | 監査の着眼点 | 2 |
| 3 | 監査の実施方法 | 2 |
| 第5 | 指摘事項及び意見 | 2～9 |
| (別表) | 監査対象事業及び監査対象機関 | 10～15 |
| | 用語等の説明 | 16 |
| 第6 | 個別監査結果 | 17～89 |

第1 監査テーマ

非営利団体への委託のあり方について

第2 監査の目的

県では、厳しい財政状況の下、「佐賀県総合計画 2007」に掲げる事業を着実に実施していくため、「佐賀県行財政改革緊急プログラム」を策定し、財政の健全化の取組が進められている。

こうした状況下で、非営利団体への委託事業費も削減され、その対価が十分に確保されないまま委託されている実態が定期監査の中で見受けられた。

また、県との協働事業が増加する中で、協働の一形態である委託事業において、その対価が十分に確保されておらず、協働とは名ばかりの県からの安い下請けとして取り扱われているとの声も聞かれる。

さらに委託契約でありながら、受託者に成果品の他に委託経費の支払い実績まで求めることで受託者に過重な負担を強いているものまで見受けられるところである。

そこで、今回の行政監査においては、非営利団体への委託事業の内容と積算が妥当か、適切な報告書となっているか、成果品の確認検査が適切になされているか、その委託事業が効果を十分に発揮しているかについて、検証を行い、今後の非営利団体への委託事業の改善に資することを目的とする。

第3 監査対象

1 事前調査

非営利団体への委託状況を把握するため、本庁及び現地機関の全所属（企業会計を除く）から事前調査を実施した。

- ・ 本庁 84 課（対象件数 357 件、契約金額 1,192,198 千円）
- ・ 現地機関 135 所属（対象件数 653 件、契約金額 732,507 千円）
- 合計 219 所属（対象件数 1,010 件、契約金額 1,924,705 千円）

2 監査対象機関の選定

監査対象箇所を選定するため、契約内容、契約の相手方を分析したところ、本庁及び現地機関ともに同様の契約内容及び契約の相手方であったため、本庁を監査することで共通の問題点も把握できることとして、本庁の委託事業を対象とした。

本庁契約の相手方である非営利団体は、次のとおりであった。

- ・ 公益法人 132 件
- ・ 社会福祉法人 20 件
- ・ 特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という。） 45 件
- ・ 任意団体 70 件
- ・ その他法人 90 件
- 合計 357 件

次に、監査対象件数を絞り込むため、各本部の特徴的な委託業務及び契約の相手方の中から契約金額が大きいもの、仕様書等の作成がないもの、契約内容等を勘案

して、別表の129件を所管する33課を対象に監査を実施した。(別表P10～P15)

第4 監査の実施

1 監査の実施時期

平成21年10月～平成22年5月

2 監査の着眼点

- (1) 委託業務の仕様書は作成されているか
- (2) 事業内容に見合った適切な積算(人件費等)がなされているか
- (3) 間接経費が適正に計上されているか
- (4) 委託事業の実績確認が適切に行われているか(過重な負担を求めているか)
- (5) 事業効果が十分に把握されているか
- (6) 委託事業の見直し等の検討はなされているか

3 監査の実施方法

実施方法は、予め各所管課から提出された関係書類に基づいて事務監査を行うとともに、事務監査において監査指摘のある事業の中から、25事業について委員監査を行った。併せて関係課として出納局会計課に対して委任契約(お願い委託)について確認調査を行った。

第5 指摘事項及び意見

監査の結果、非営利団体への委託事業で次にみられるような適正でないものがあった。

- 請負と委任(お願い委託)の違いなど、契約事務の理解が不十分なもの
 - 契約に際し、仕様書等の作成が不十分なもの
 - 県との協働事業が増加する中で、協働とは名ばかりで県からの安い下請けと思われるもの
 - 委託事業の対価が、十分に確保されていないもの
 - 契約額の上限額を定めることで、事業費の負担を相手に求めているなど、受託者に過重な負担を強いているもの
 - 実績確認、事業効果の把握が不十分なもの
- など

これらは、職員の契約事務に対する理解不足や組織内でのチェックが不十分であること。事業内容(業務量)の把握が十分でなく、業務に応じた積算がなされていないこと。「佐賀県行財政改革緊急プログラム」の取組で予算が削減される中、それに伴う事業内容の精査・絞込みが不十分であることなどが背景にある。

また、事業の実施を優先するあまり、委託事業については受託者任せになっていて、事業の進行管理や実績確認が不十分なものなどが今回の監査で確認された。

1 契約の種別について

委託契約については、通常、見積書を徴取して契約を行う請負契約と業務内容及び契約予定額を相手方に示して協議を行い、相手方の同意を受けて行う委任契約（お願い委託）があるが、今回監査した129件のうち、請負契約は53件（41%）、委任契約（お願い委託）76件（59%）で、委任契約が多かった。

請負契約は、「仕事・成果品」という結果に責任を問うことができるが、委任契約は、行為という過程に対して責任が問われ、業務内容としての行為を行うにあたって、「善管注意義務」を果たしているかどうかという責任を問うことができるとされている。つまり、善管注意義務さえ果たしていれば、その結果として県の意に沿わないことになったとしても、責任を問うことができないとされている。

監査の中で、「請負」と「委任（お願い委託）」の違いを尋ねても、いずれの契約を選択するかは大変重要であるにもかかわらず、所管課の担当者から明確な回答を得ることができなかった。

（1）契約事務に対する理解が不十分なものがあった。

契約の形態が、請負なのか、委任（お願い委託）なのかの違いを理解しないままに、従来からのやり方を踏襲しているように見受けられた。例えば、請負契約で契約しているにもかかわらず、委任契約と同様な契約額の上限設定や概算払い、支払い実績の徴取及び額の確定行為等が規定されていた。

また、委任（お願い委託）契約でありながら、額の確定のための支出額の審査が十分になされないままに額が確定されたり、再委託の禁止条項が条文に明記されていないなど、契約事務への理解不足が目立った。

（指摘及び意見）

委任契約（お願い委託）の場合は、具体的な委託内容を契約書（仕様書）に明記するとともに、県の事業が適正に実施されているか、進捗状況の管理を徹底されたい。

また、単に過去の実績や当該業務に精通していることを理由に、安易に特定業者とのお願い委託となっているものが多かった。実績のある業者には安心して任せられるということは当然であるが、これを安易に認めると、永久に他の業者の参入機会を閉ざしてしまうこととなるので注意されたい。

さらに、翌年度受託者が替わっても支障なく業務が遂行できるよう、具体的な仕様書や作業マニュアルを作成されたい。また、競争入札や見積合せ、企画提案方式など、競争性の確保にも努められたい。

（2）契約の内容で、検討を要するものがあった。

仕事の完成を求めるものについては、請負契約すべきところを委任契約（お願い委託）で執行されているものがあった。

(指摘及び意見)

担当課においては、契約締結に際して、委託内容を吟味し、「請負」か「委任(お願い委託)」契約すべきかの判断を十分に行うとともに、委託内容(工事の施工及び管理)の確実な履行の確保を図るものは、請負契約を締結されたい。

- (3) 委任契約(お願い委託)で事業内容に変更もないのに、受託者に経費の執行状況を提出させ、必要の無い変更契約が締結されているものがあった。

契約書では、「委託費の上限額で契約を行い、額の確定を行って委託料の確定額が概算払いを下回る場合は、委託料の一部を返還すること」となっているが、事務の不慣れな受託者に年度中途に経費の執行状況を提出させるなど、過度の負担をかけているものがあった。

(指摘及び意見)

各本部の企画・経営グループ及び出納局にあっては、支出負担行為及び額の確定行為の協議の際の審査を厳格に行われたい。

なお、出納局は、各本部と協議のうえ、委任契約(お願い委託)の対象を限定するなど、その見直しを検討されたい。

2 仕様書の作成について

仕様書は、相手方に業務内容、業務量、委託条件等を示して、相手方に契約内容を理解させ、見積額が算定できるようにするものである。また、仕様書の作成は、事業費の積算や予定価格の算定に必須のものである。

しかしながら、委任契約(お願い委託)については、過去の実績や当該業務に精通していることを理由に、仕様書を作成していないものや、予定される業務量や業務手順等が明記されず、受託者が契約内容を理解するには不十分なものがあった。

また、協働事業については、全ての仕様書等に事業の役割分担が明記されていなかった。

(指摘及び意見)

予算編成時(制度設計)の内容や予定業務量・業務手順等を仕様書に反映させるなど、受託者に業務内容が把握できるよう具体的な仕様書を作成されたい。

また、協働事業については、仕様書等に事業の役割分担を明記されたい。

3 予定価格の積算について

- (1) 人件費が積算されていないものがあった。

事業に要する経費として、事業の直接経費のみが積算され、業務を企画・運

営する人件費が積算されていなかった。

人件費が明確に積算されず、企画立案一式で積算されているものがあつた。

事務事業の委託に際し、人件費の単価を安易に県の日々雇用賃金単価で積算しているものがあつた。

(指摘及び意見)

県において、統一した積算基準(単価)等を設定して積算されたい。

(2) 間接経費が積算されていないものがあつた。

人件費のみの積算で契約されているが、実績報告書を見ると、人件費のほかに燃料費、機器の損料、消耗品等が支出されているものがあり、契約額を超えた支出額が報告されているものがあつた。

(指摘及び意見)

人件費の算定に合わせて、諸経費等の間接経費を積算すべきである。

また、間接経費の算定のため、事前に契約相手方から詳細な見積書をとること、複数業者の参考見積書を徴取するなど、適正な予定価格の算定を検討されたい。

4 事業の実績確認について

(1) 実績報告書の様式で検討を要するものがあつた。

仕様書に記載された事業が実施されたか、要件が満たされているかの確認が実績報告書で確認できないものがあつた。

また、事業の成果等が実績報告書に記載されていないものが散見された。

(指摘及び意見)

契約書や実施計画書の承認時に実績報告書の様式を協議のうえ、実施内容の確認及び成果等が記載できる様式を検討されたい。

(2) 実績報告書等の内容審査で検討を要するものがあつた。

実施計画書に示された業務や企画提案された業務が実施されていないもの、あるいは実施はされていたが、計画を下回ったものを完了したとして認定しているものや仕様書(実施要領)と実績報告書の実施内容が異なっているものを完了認定しているものがあつた。

(指摘及び意見)

目的どおりの事業効果を確認するため、仕様書等に基づき実績報告書の審査を徹底されたい。

- (3) 実績確認で、現場での実績確認を徹底すべきものがあった。
実績の審査で、現場確認を要するべきもので現場確認を行わず、実績報告書のみで済まされているものがあった。

(指摘及び意見)

現場確認が必要なものについては、現場確認を徹底されたい。

- (4) 額の確定に際し、支出額の確認が実施されていないものがあった。
契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約(お願い委託)で、支出額について証拠書類等での確認がなされないまま、額の確定をしているものがあった。

(指摘及び意見)

委任契約(お願い委託)については、証拠書類等による実支出額の確認を徹底し、適正な事業費の把握に努め、次年度以降の予算額の算定に活かされたい。

- (5) 予定数量(業務量)と実績数量(業務量)に大幅な乖離があるのに、そのまま完了認定を行い、額の確定をしているものがあった。
契約額の上限額を定めて契約する委任契約(お願い委託)で、積算基礎額である予定量と実績量に大きな差があり、上限額を上回った額を受託者が負担しているのに、契約額の変更を行わず、上限額で額の確定を行っているものがあった。

(指摘及び意見)

受託者と協議を行い、契約額の変更を行うなど、受託者に過度な負担をさせないようにされたい。

5 事業効果について

- (1) 実績報告書の内容で、事業の成果、課題等の記載がないものがあった。
委任契約(お願い委託)で、契約書の規定どおりに実績報告書は提出されていたが、事業の成果、課題等の記載がないものがあった。

(指摘及び意見)

事業効果の把握のため、実績報告書に事業の成果、課題等を記載させるようされたい。

(2) 委託事業の評価で、改善を要するものがあつた。

協働型委託の場合、契約書で「県が主催し、受託者が参加する『ふりかえり会議』において事業評価を実施し、県は、その結果を公表するものとする。」となっているが、自己チェックシートが作成されていないものや、作成しても、具体的な成果の把握、今後の課題、改善案、総合評価欄への記入がなされていないものが散見された。

(指摘及び意見)

ふりかえり会議を開催して業務の評価をしているならば、今後の業務に反映できるように適正な評価を実施されたい。

(3) 事業の実施時期が遅れ、効果の観点から不適正なものがあつた。

事業予算を確保しておりながら、担当者の都合のみで契約事務が大幅に遅れたことは由々しき問題であり、課としての事業の進行管理が徹底されていないものがあつた。

(指摘及び意見)

契約事務については、事業効果の早期発現と事業の重要性を再認識し、早期に行うとともに、事業の進行管理を徹底されたい。

(4) 実績報告書の審査が不十分で、事業効果が達成していないものがあつた。

講習業務において、国の通知で、「講習終了後に効果測定を行い、採点の結果、特に成績の良くない者があつた場合には、その者に対し再度講習を受けること等の指導を行うこと。」となっているが、指導が適正になされていないものがあつた。

(指摘及び意見)

法律に基づく有資格者講習業務等の委託については、委託内容の的確な指示及び実績報告の厳格な審査を行うとともに、受託者の指導徹底を図られたい。

6 事業見直しについて

(1) 事業予算の削減に伴い、業務の見直しの検討を要するものがあつた。

「佐賀県行財政改革緊急プログラム」の実施で、委託事業の予算も削減されているが、業務内容の絞込みがなされておらず、委託額に対して過度に受託者に負担を強いているものがあつた。

(指摘及び意見)

所管課においては、現年度に比べ事業予算額を削減する場合には、事業内容の絞込みを行うこと。事業内容等の絞込みが困難な業務は、業務内容に応じた適正な予算額の確保を行い、受託者に過度な負担を強いることがないようにされたい。また、委託する場合は、受託者と十分に協議を行われたい。

(2) 県の外郭団体との委託業務について、改善を要するものがあつた。

県は、県行政を補完させるため外郭団体を設立し、事務事業を委託してその事業実施のために、県職員を派遣して当たらせてきたが、近年、外郭団体の見直しの中で、県職員を引き上げている。

その時点で、委託事業については、従来のまま直接経費のみの積算で委託しており、業務に要する人件費等が計上されておらず、受託者に、過度の負担を強いっているものがあつた。

(指摘及び意見)

業務を団体に委託する場合は、団体に過重な負担をさせないよう業務実施に係る直接経費に加え、人件費等の積算を行い適正な額で契約されたい。

7 その他

事業の実施方法で検討を要するものがあつた。

非営利団体に委任契約(お願い委託)されている事業で、「佐賀県発達障害者地域拠点整備事業」については、先進的な取組を国の補助を受け県事業として実施されているが、県が専門的ノウハウを持たないため、業務量の把握・業務内容に伴う積算が不十分で、受託団体に多額の負担を強いっている。また、事業内容は「発達障害(児)者に対する支援手法の開発」といった特定の事業で、県が公益上必要として実施されているが、事業の性格からして県事業ではなく、補助事業として実施すべきである。

所管課においては、事業実施にあたり委託事業で実施するのか、補助事業で実施したほうがよいのか、再度検討を行い相手方とも協議のうえ、実施方法を決定されたい。

8 まとめ

県は、数多くの事務事業を実施しているが、県が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることが効率的・効果的であるもの、高度の専門的な知識を必要とする事務事業、調査、研究といったものについては、他の機関あるいは特定の者に委託して実施させることができるとされている。

そのような中で今回対象とした非営利団体への委託事業については、県予算が削

減される中で、その対価が十分に確保されないまま委託されている実態や「県民協働の推進」を掲げながら契約書等には何を協働で行っているのか不明なものも見受けられた。

県では、平成 20 年 10 月に「仕事のやり方」を変える一つの手法として、アウトソーシングへの取組のための「アウトソーシング推進ハンドブック」や平成 21 年 5 月に「指定管理者制度に係る運用指針について」が作成されている。その中で、外部委託の実施上の留意点、契約手続、委託費の積算方法等が明記されているが、今回の監査において、上記ハンドブックや運用指針の存在そのものを知っている担当者は少なかった。各所属におかれては、こうしたハンドブック、運用指針、「総務事務ポータルサイト」等も参考にしたうえで、適正な委託契約の締結に努めるべきである。併せてコンプライアンスの確立が求められている中、契約に当たっては競争原理を働かせるとともに、平成 18 年度に実施した「随意契約について」の行政監査で指摘している監査意見も踏まえ、契約事務を見直されたい。

また、出納局及び各本部においては、適正な契約事務を確保するために、県民の視点に立って、具体的な基準等を定めて各所属を指導されたい。

以上のような取組により事務事業が適正に行われ、公正性及び県予算の効率的執行が確保されるよう期待するものである。

なお、個別監査結果については、第 6（17 ページ以降）に記載のとおりである。

(別表)

監査対象事業及び監査対象機関

(注)種別欄の1は請負契約、2は委任(お願い委託)契約である。

| 課名 | 委託事業 | 契約金額 (円) | 受託者の形態 | 種別 | 契約の方法 |
|-----------------|--------------------------------|-------------|------------|----|--------------|
| 統括本部 政策監G | 元気ひろば・受付案内 | 14,382,900 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(プロポーザル) |
| 消防防災課 | 危険物取扱者等免状作成 | 5,377,583 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 危険物取扱者講習事務 | 3,723,000 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 消防設備等の講習事務 | 1,647,000 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 第二種電気工事士免状交付 | 1,304,553 | 財団法人 | 1 | 一般競争入札 |
| 男女参画・ 県民協働課 | 「市民活動応援ポータルブログ」 システム改修・管理運用 | 704,760 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | 焔博記念地域活性化(地域活動 活性化枠) | 695,000 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| こども未来課 | 若者自立支援モデル事業 | 1,495,700 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | " (一般部門) | 500,000 | 任意団体 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | ニート等若者の自立支援のため の人材育成事業 | 180,000 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 臨床心理士カウンセリング等 業務委託 | 1,320,000 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 保育士登録業務 | 1,907,892 | 社会福祉 法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 放課後子供プラン研修会開催 業務 | 900,000 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| くらしの安全 安心課 | 消費生活相談・交通事故相談業 務 | 14,598,000 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 特定計量器等業務 | 10,270,277 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 地球温暖化対 策課 | 地球温暖化防止活動普及啓発 業務 | 1,260,000 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | エコライフチャレンジコンテ スト実施業務 | 525,000 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 幼児期からの環境教育研修会 開催及び副読本作成業務 | 1,155,000 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 有明海再生・ 自然環境課 | 干潟・浅海域における底質の物 質循環に関する研究業務 | 8,700,000 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 九州自然歩道管理委託業務 | 4,573,000 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 多良岳管理委託業務 | 270,480 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 玄海国定公園名護屋城地区内 施設管理業務 | 2,213,047 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |

| 課名 | 委託事業 | 契約金額 (円) | 受託者の 形態 | 種 別 | 契約の方法 |
|-----------------|--------------------------|-------------|------------|--------|-------------|
| 有明海再生・ 自然環境課 | 玄海国定公園大平山園地管理 業務 | 467,000 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 檜原湿原管理業務 | 404,250 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 檜原湿原木道及び木柵設置等 業務 | 865,121 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 循環型社会 推進課 | 不法投棄監視システム維持管 理業務 | 482,265 | その他 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 産業廃棄物処理計画進行管理 把握業務 | 2,704,800 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 公共関与型廃棄物処理施設関 連事業 | 8,429,450 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 地域福祉課 | 福祉人材センター運営事業 | 5,712,000 | 社会福祉 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 地域福祉等推進特別支援事業 | 500,000 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 戦没者慰霊大祭での遺族に対 する菓子交付 | 2,025,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 母子保健 福祉課 | 母子家庭等就業・自立支援セン ター事業 | 6,066,374 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 母子家庭等生活支援講習会事 業 | 1,188,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 未熟児等対応の訪問看護師資 質向上研修事業 | 1,178,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 母子自立支援プログラム策定 事業 | 1,775,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 障害福祉課 | 障害者社会参加総合推進事業 | 16,588,000 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 字幕ビデオテープ制作事業 | 2,409,750 | 社会福祉 法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 全国障害者スポーツ大会派遣 事業 | 3,512,800 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 知的障害者福祉住宅事業 | 1,810,480 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 発達障害支援センター運営事 業 | 23,938,800 | 社会福祉 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 発達障害者支援マネージャー 設置事業 | 1,236,480 | 社会福祉 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 佐賀県障害児等療育支援事業 | 3,859,170 | 社会福祉 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 発達障害者地域支援拠点整備事業 | 33,678,800 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |

| 課名 | 委託事業 | 契約金額 (円) | 受託者の形態 | 種別 | 契約の方法 |
|----------------|--------------------------|-------------|--------|----|-------------|
| 障害福祉課 | 佐賀県重症心身障害児(者)通園事業 | 38,302,080 | 社会福祉法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 佐賀県重症心身障害児(者)通園事業 | 16,218,960 | 社会福祉法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 精神科救急医療システム事業事務委託 | 8,191,470 | 社団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 障害者能力開発事業(身体障害者等向会計パソコン) | 1,741,950 | NPO法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | チャレンジドだれでもパソコン10か年戦略事業 | 15,850,000 | NPO法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | 佐賀県障害者就業・生活支援センター事業 | 3,899,803 | 社会福祉法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 働くチャレンジドサポート事業 | 2,629,000 | NPO法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | 佐賀県障害者相談支援特別アドバイザー事業 | 3,100,000 | NPO法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 医務課 | 小児救急医療総合対策事業 | 8,915,001 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 休日等歯科在宅医・救急医療情報提供事業 | 1,382,400 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 佐賀地区緊急被ばく医療ネットワーク構築支援 | 3,590,000 | 財団法人 | 1 | 条件付一般競争入札 |
| " | 佐賀県ナースセンター事業 | 8,842,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 健康増進課 | 地域・職域連携推進事業(人材育成事業) | 400,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | がん登録事業委託 | 3,225,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 佐賀県リハビリテーション支援センター運営事業 | 521,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 地域リハビリテーション広域支援センター運営事業 | 543,000 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 難病患者就労支援モデル事業 | 999,000 | NPO法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 電話相談「がんの悩み相談ダイヤル」事業 | 1,528,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | がん看護の実務研修事業 | 4,578,000 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 生活衛生課 | 動物愛護フェスティバルさが実施業務 | 110,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 農林水産商工本部企画・経営G | 佐賀農業の動向に関する資料作成業務 | 162,792 | 任意団体 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |

| 課名 | 委託事業 | 契約金額 (円) | 受託者の形態 | 種別 | 契約の方法 |
|--------|-------------------------------------|-------------|--------|----|-------------|
| 雇用労働課 | 若年者就職支援センターにおける「ジョブカフェ SAGA」設置・運営業務 | 30,600,000 | その他 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | 自動車産業人材育成支援事業 | 1,066,000 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 会計パソコン科委託訓練 | 2,257,500 | その他 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | 技能振興対策事業 | 3,321,000 | 任意団体 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 観光課 | フィルムコミッション活動業務 | 6,405,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 東京情報センター業務運営 | 4,184,250 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 生産者支援課 | “食と農”プロジェクト活動支援 | 120,000 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| " | 狩猟免許等一部事務委託 | 1,119,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | キジ放鳥事業委託 | 880,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 愛鳥普及事業委託 | 405,000 | 任意団体 | 1 | 見積り合わせによる随契 |
| " | 狩猟者研修業務委託 | 585,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 畜産課 | 畜産経営技術高度化推進事業 | 2,511,000 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 佐賀県産肉能力向上推進事業 | 5,327,000 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| 林業課 | 森林国営保険事務処理業務 | 4,296,000 | その他 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 「県産木材利用推進プロジェクト」佐賀県産乾燥木材認証制度 | 1,149,750 | その他 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 「県産木材利用推進プロジェクト」木工教室開催事業 | 570,108 | 任意団体 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 「県産木材利用推進プロジェクト」木づかい塾開催事業 | 745,668 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 「県産木材利用推進プロジェクト」推進活動事業 | 548,100 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 多良岳県有林さが四季彩の森林づくり整備事業第1号 | 5,180,700 | その他 | 1 | 指名競争入札 |
| " | 七山県有林保育(間伐)事業委託 | 3,727,500 | その他 | 1 | 指名競争入札 |
| " | 多良岳県有林保育(利用間伐)事業 | 4,216,800 | その他 | 1 | 指名競争入札 |
| 建設・技術課 | 建設材料試験業務及び建設技術職員研修業務 | 100,024,601 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 深層混合処理工法の設計手法検討業務 | 3,675,000 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 農業農村整備標準積算システム佐賀県版運用保守 | 3,769,500 | 社団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 労務費調査・建設資材価格調査業務 | 14,394,450 | 財団法人 | 1 | 一般競争入札 |

| 課名 | 委託事業 | 契約金額 (円) | 受託者の 形態 | 種 別 | 契約の方法 |
|--------------|----------------------------|-------------|------------|--------|--------------|
| 入札・検査センター | 電子入札コアシステムサポートサービス | 2,362,500 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 総合評価技術審査(道路改良工事蔵木富士線) | 471,450 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(プロポーザル) |
| " | 総合評価技術審査(街路整備与賀町鹿子(1工区)) | 308,700 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(プロポーザル) |
| 土地対策課 | 用地補償技術補助業務 | 26,981,850 | その他 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 地価調査基準地鑑定評価業務 | 15,105,825 | 社団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| まちづくり 推進課 | 「22世紀に残す佐賀県遺産」 制度啓発業務 | 800,100 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(その他) |
| 農山漁村課 | さが「農業農村」探検隊!業務 | 348,100 | その他 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| 建築住宅課 | 特殊建築物、建築設備及び昇降機等定期報告台帳整備業務 | 4,305,000 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 構造計算適合性判定業務 | 46,247,250 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 営繕積算システム等整備業務 | 1,261,103 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | まちづくり活動支援事業 | 765,000 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| 森林整備課 | 地域森林計画樹立事業補助作業 | 2,054,000 | その他 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 緑化普及啓発業務 | 6,224,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | こだまの森林づくりネットワーク推進業務 | 4,378,500 | NPO 法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | さかの樹認証制度体制整備事業業務 | 6,008,100 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 緑のふれあいイベント開催等業務 | 459,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 二十一世紀県民の森子ども体験教室開催等業務 | 3,400,000 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 元気な企業の森林づくり活動支援業務委託 | 1,365,000 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |
| 税務課 | 軽油流通情報管理システム運用業務 | 5,059,740 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| 市町村課 | 住基ネットにおける都道府県ネットワークの保守及び監視 | 18,330,446 | 財団法人 | 1 | 単一随契(取扱店一店) |
| 国際課 | 自治体職員協力交流事業(韓国) | 1,902,448 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 海外技術研修員受入事業 | 2,870,377 | 財団法人 | 2 | 単一随契(取扱店一店) |
| " | 県民協働による私費留学生支援事業 | 1,009,999 | NPO 法人 | 1 | 単一随契(企画コンペ) |

| 課名 | 委託事業 | 契約金額 (円) | 受託者の 形態 | 種 別 | 契約の方法 |
|-------------|---------------------------------|-------------|------------|--------|--------------|
| 学校教育課 | SSC ネットワーク事業（問題を抱える子ども等の自立支援事業） | 550,000 | NPO 法人 | 2 | 単一随契（取扱店一店） |
| 社会教育・文化財課 | 協働提案型家庭教育講座 | 200,000 | 任意団体 | 1 | 単一随契（企画コンペ） |
| 〃 | 協働提案型家庭教育講座 | 200,000 | NPO 法人 | 1 | 単一随契（企画コンペ） |
| 〃 | 学校地域連携コーディネーター配置事業 | 1,748,489 | 任意団体 | 2 | 単一随契（取扱店一店） |
| 〃 | 学校地域連携コーディネーター配置事業 | 264,799 | 任意団体 | 2 | 単一随契（取扱店一店） |
| 〃 | 吉野ヶ里遺跡出土鉄製品保存処理業務 | 329,280 | 財団法人 | 1 | 見積り合わせによる随契 |
| 〃 | 中原遺跡甕棺出土人骨分析調査 | 327,560 | その他 | 2 | 単一随契（国等との契約） |
| 警察本部 会計課 | 停止処分者及び違反者の講習業務委託 | 36,299,970 | 財団法人 | 2 | 単一随契（取扱一店） |
| 〃 | 指定自動車教習所職員の講習業務委託 | 1,757,217 | 社団法人 | 2 | 単一随契（取扱一店） |
| 〃 | 仮運転免許学科試験事務補助に関する業務委託 | 9,617,391 | 社団法人 | 2 | 単一随契（取扱一店） |
| 〃 | 運転免許証更新時講習の業務委託 | 81,005,325 | 財団法人 | 1 | 単一随契（取扱一店） |
| 〃 | 運転免許事務に関する業務委託 | 37,314,660 | 財団法人 | 1 | 単一随契（取扱一店） |
| 〃 | 自動車運転免許証更新情報提供委託 | 14,484,409 | 財団法人 | 1 | 一般競争入札 |
| 〃 | 犯罪被害者支援業務委託 | 4,319,700 | NPO 法人 | 2 | 単一随契（取扱店一店） |
| 〃 | 道路交通情報提供業務 | 12,420,000 | 財団法人 | 1 | 単一随契（取扱一店） |
| 〃 | 自動車保管場所現地調査 | 53,017,699 | 社団法人 | 1 | 一般競争入札 |
| 〃 | 安全運転管理者等に対する講習委託 | 9,829,858 | 任意団体 | 1 | 単一随契（取扱一店） |
| 33課 | 129件 | 938,047,955 | | | |

用語等の説明

| 用語等 | 説明 |
|---|--|
| <p>地方自治法第199条第2項 (行政監査に関する規定)</p> | <p>条文(抜粋) 監査委員は、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査することができる。</p> |
| <p>契約種別について ・ 請負契約 ・ 委任契約 ・ お願い委託</p> | <p>請負契約とは?(民法第632条) 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。 (請負人の担保責任)(民法第634条) 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。 2 注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。</p> <p>委任契約とは?(民法第643条) 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。 (受任者の注意義務)(民法第644条) 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。 (受任者による報告)(民法第645条) 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。</p> <p>お願い委託とは? 佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領(通知)における佐賀県財務規則「第112条第2項関係の随意契約の手続」より 2 単一業者との随意契約 (1) (略) (2) 見積書を必要としないもの イ~ニ(略) ホ 調査、研究及び管理等を特定の者に依頼する場合で、価格を定めて依頼するとき。</p> |

第6 個別監査結果

統括本部

No.1

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 元気ひろば・受付案内業務 | | |
| 課名 | 政策監グループ | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県政に関する情報提供や意見・相談の受付など総合的なサービスを行うとともに、女性やNPOを支援する場として県民総合相談・情報提供窓口を設置し、県民サービスの向上を図るとともに、県民協働の県政の推進に資する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 佐賀県CSO機構 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | プロポーザル方式による随意契約 | | |
| 契約金額 | 14,382,900円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.2

| | | | |
|-------|---|------|---------|
| 委託事業名 | 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務等 | | |
| 課名 | 消防防災課 | 創設年度 | 平成3年度以前 |
| 事業目的 | 消防法に基づき、知事が交付する危険物取扱者免状及び消防設備士免状の作成・交付業務を委託し、消防事務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 消防試験研究センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約(単価契約) | | |
| 契約金額 | 5,377,583円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|---|------|---------|
| 委託事業名 | 危険物の取扱作業の保安に関する講習実施業務 | | |
| 課名 | 消防防災課 | 創設年度 | 平成3年度以前 |
| 事業目的 | 消防法に基づき、知事が危険物取扱者を対象に実施する「危険物の取扱作業の保安に関する講習」業務を委託し、消防事務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県危険物安全協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,723,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約種別で、検討を要するものがあった。

契約種別が、委任契約（お願い委託）となっているが、長年、当業務が当団体に委託され、受講者数の変動も少なく業務内容等も熟知しており、事務コストの軽減のうえから、額の確定行為が必要な委任契約ではなく、請負契約を検討されたい。

また、契約は、受講者数に応じた単価契約を検討されたい。

| | | | |
|-------|---|------|---------|
| 委託事業名 | 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習実施業務 | | |
| 課名 | 消防防災課 | 創設年度 | 平成3年度以前 |
| 事業目的 | 消防法に基づき、知事が消防設備士を対象に実施する「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」業務を委託し、消防事務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 有限責任中間法人 佐賀県消防設備安全協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,647,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の確認・審査で、不十分なものがあった。

- ・ 契約書に定める額の確定で、支出額のチェックがなされていなかった。
- ・ 講習修了者のうち、成績不良者に対する指導の有無が確認されていなかった。
消防庁の運用通知（平成16年9月29日）によれば、「効果測定の採点の結果、特に成績の良くない者があった場合には、その者に対し再度講習を受けること等の指導を行うこと」とされているが、指導の有無が確認されていなかった。

契約種別で、検討を要するものがあった。

契約種別が、委任契約（お願い委託）となっているが、長年、当業務が当団体に委託され、受講者数の変動も少なく業務内容等も熟知しており、事務コストの軽減のうえから、額の確

定行為が必要な委任契約ではなく、請負契約を検討されたい。
また、契約は、受講者数に応じた単価契約を検討されたい。

No.5

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 第二種電気工事士免状交付事務 | | |
| 課名 | 消防防災課 | 創設年度 | 平成18年度 |
| 事業目的 | 電気工事士法に基づき、知事が交付する第2種電気工事士免状に関する業務を委託し、事務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人九州電気保安協会佐賀支部 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 一般競争入札（単価契約） | | |
| 契約金額 | 1,304,553円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

くらし環境本部

No.6

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 「市民活動応援ポータルブログ」システム改修・管理運用業務 | | |
| 課名 | 男女参画・県民協働課 | 創設年度 | 平成17年度 |
| 事業目的 | CSO（市民社会組織）行政等、それぞれの主体が一緒になって公共を担う「新しい公共」を築き上げるとともに、CSO活動の支援と県民協働の推進を図るため、「市民活動応援ポータルブログ」システム改修・管理運用業務を委託する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 さが市民活動サポートセンター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 企画コンペ方式による随意契約 | | |
| 契約金額 | 704,760円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の確認で、適正でないものがあった。

実績報告書の提出時に契約書に定めのない収支決算書を提出させていた。請負契約であり、額の確定行為も必要でないため、受託者に過度の負担をかけることがないように努められたい。

No. 7

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 焱博記念地域活性化事業（地域活性化枠）業務 | | |
| 課 名 | 男女参画・県民協働課 | 創設年度 | 平成9年度 |
| 事業目的 | 焱博記念地域活性化事業（地域活性化枠）の目的に沿った、活動計画の募集、公開審査会・成果発表会開催等の業務に係る企画を募り、事業の充実と円滑な運営に資する。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 佐賀県 CSO 推進機構 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 企画コンペ方式による随意契約 | | |
| 契約金額 | 695,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約書の内容で適正でないものがあつた。

請負契約でありながら、実績報告書の提出時に委託料の額を確定することとして、収支決算書を求める内容となつていた。

実績報告書の確認で、適正でないものがあつた。

実績報告書の提出時に契約書に定めのない収支決算書を提出させていた。請負契約であり、額の確定行為も必要でないので、受託者に過度の負担をかけることがないように努められたい。

No. 8

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 若者自立支援モデル事業（職業意識啓発部門）業務 | | |
| 課 名 | こども未来課 | 創設年度 | 平成18年度 |
| 事業目的 | 若者の自立支援に取り組んでいる団体等から、若者の感覚・視点に沿った若者の自立に資する事業を公募し、モデル事業として実施することにより、効果的な若者の自立支援を推進する。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 NPO スチューデントサポート・フェイス | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 企画コンペ方式による随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,495,700 円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 若者自立支援モデル事業（一般部門）業務 | | |
| 課名 | こども未来課 | 創設年度 | 平成 18 年度 |
| 事業目的 | 若者の自立支援に取り組んでいる団体等から、若者の感覚・視点に沿った若者の自立に資する事業を公募し、モデル事業として実施することにより、効果的な若者の自立支援を推進する。 | | |
| 委託事業者 | ふるさと映像塾 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 企画コンペ方式による随意契約 | | |
| 契約金額 | 500,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | ニート等若者の自立支援のための人材育成事業 | | |
| 課名 | こども未来課 | 創設年度 | 平成 18 年度 |
| 事業目的 | 若者の支援機関に属する者等が、必要な知識、技能等の取得のために県内外で実施される研修等を受講する経費に対し、助成金を交付することにより、本県におけるニート等若者の自立支援を行う支援者を育成し、支援層の拡大並びに底上げを図る。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 180,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の確認で、適正でないものがあった。

助成金交付の要件は、県内で活動する若者自立支援機関・団体の者、県内において若者の自立支援に携わっている者等が定められているが、実績報告書に助成金交付対象者が明記されておらず、研修名、研修機関、研修期間、助成額のみでの報告となっていた。

また、事業実施要領で、助成金の交付決定を受けた者は、当該研修等を終了したときは、速やかに助成金実績報告書（様式 3 号）を受託団体に報告するとともに、受託者は、速やかに内容を審査し、助成金の額を決定し、助成金確定通知書（様式 4 号）を当該交付決定者に通知することとなっているが、所管課に提出された実績報告書では、以上の行為がなされているか確認できなかった。

委託料の積算で検討を要するものがあった。

事業実施要領（仕様書）に定める受託者の業務は、助成金交付申請の審査・決定、助成金実績報告の審査・額の確定及び助成金の交付事務等であるが、事業実施に見合う経費（事務費）の算定とは言い難い積算となっていた。

業務内容に応じた事務費（人件費等）の積算を検討されたい。

No.11

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 臨床心理士カウンセリング等業務 | | |
| 課 名 | こども未来課 | 創設年度 | 平成 18 年度 |
| 事業目的 | ニート等若者の総合相談・支援窓口である「さが若者サポートステーション」において、心理面でサポートが必要な支援対象者に対し、臨床心理士による心理カウンセリングを行うことにより、若者の効果的な自立支援を図る。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,320,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の確認で、適正でないものがあった。

実績報告書に支援対象者への対応の概要記載はあるが、県は個別の支援記録の詳細を把握していなかった。個別対応の詳細を把握し、施策への反映（見直し）に活用すべきである。

また、個人情報取扱特記事項第 8 で「個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする」と記されているが、個別のカルテが回収されていなかった。

委託料の積算で、検討を要するものがあった。

人件費のほかに事務費として 4 千円が計上されているのみで、間接経費は積算されていなかった。

業務内容に応じた諸経費等の間接経費を積算すべきである。

No.12

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 保育士登録業務 | | |
| 課名 | こども未来課 | 創設年度 | 平成15年度 |
| 事業目的 | 児童福祉法に基づき、知事が行う保育士登録に係る業務を委託し、事務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 日本保育協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（単価契約） | | |
| 契約金額 | 1,907,892円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

No.13

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 放課後こどもプラン研修会開催業務 | | |
| 課名 | こども未来課 | 創設年度 | 平成20年度 |
| 事業目的 | 放課後対策事業に関わるコーディネーターの養成、指導員等の資質向上のための研修を実施することにより、県内における放課後対策事業を推進し、放課後児童の健全育成を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県放課後児童クラブ連絡会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 900,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 消費生活・交通事故相談業務 | | |
| 課 名 | くらしの安全安心課 | 創設年度 | 平成 16 年度 |
| 事業目的 | <p>県民の消費生活に関する苦情・問合わせ等の相談を受け付け、的確なアドバイス（情報提供）や必要に応じたあっせん交渉等により消費者支援を行い、もって消費者の自立の促進、被害の未然防止、消費者被害の迅速な解決を図る。</p> <p>また、交通事故による事故当事者やその家族、友人等関係者が直面する損害補償やその他の諸問題について、相談に応じ、指導・助言を行う。</p> | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 消費生活相談員の会さが | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 14,598,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約種別で、検討を要するものがあった。

契約種別が委任契約（お願い委託）でなされているが、競争性、透明性の確保を図るうえからも企画コンペ方式による請負契約を検討されたい。

実績報告書の内容で、検討を要するものがあった。

実績報告書は、経費精算書の提出のみが契約書で規定されているが、事業実績が分かるよう相談件数、内容等を報告させるよう検討されたい。

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 特定計量器検定等業務 | | |
| 課 名 | くらしの安全安心課 | 創設年度 | 平成 12 年度 |
| 事業目的 | <p>検定業務等の自治事務化に伴い、民間活力の導入による適正な計量行政の推進と事務の効率化を図る。</p> | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県計量協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 10,270,277 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約種別で、検討を要するものがあった。

契約種別が、委任契約（お願い委託）となっているが、長年、当業務が当団体に委託され、検査予定個数の変動も少なく業務内容等も熟知しており、事務コストの軽減のうえから、額の確定行為が必要な委任契約ではなく、請負契約を検討されたい。

委託料の積算で検討を要するものがあった。

事業実施要領（仕様書）に定める受託者の業務は、検査申請書の審査・手数料額の確認及び受理、計量法等に定める検査、検査結果等の報告となっているが、積算では、委託業務に応じた経費（間接経費を含む）が算定されていなかった。

No.16

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 地球温暖化防止活動普及啓発業務 | | |
| 課名 | 地球温暖化対策課 | 創設年度 | 平成12年度 |
| 事業目的 | 県内のNPOや一般県民に向けて、二酸化炭素を削減する具体的な取組みを促す普及啓発事業を行うことにより、一人ひとりができる地球温暖化防止のための実践活動を普及する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 温暖化防止ネット | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,260,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

委託料積算において人件費が積算されていなかった。企画立案一式という明細で金額が積算されているが、業務量に応じた人件費の算定を検討されたい。

契約書の内容で、適正でないものがあった。

当業務は、相手方から見積書を徴して請負契約を締結されているが、契約書の内容を見ると、概算払い（全額）による支払い方法と額の確定行為、契約額を下回った場合は、差額分を返納させる規定が明記され、実績報告書に収支計算書の提出もさせていた。

No.17

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | エコライフチャレンジコンテスト実施業務 | | |
| 課名 | 地球温暖化対策課 | 創設年度 | 平成18年度 |
| 事業目的 | 県内のNPOや一般県民に向けて、二酸化炭素を削減する具体的な取組みを促す普及啓発事業を行うことにより、一人ひとりができる地球温暖化防止のための実践活動を普及する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 温暖化防止ネット | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 525,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

仕様書の作成で、不十分なものがあつた。

仕様書には、委託業務の項目のみが記載され、予想される業務量や具体的な業務手順等が明記されておらず、受託者が見積を作成するには不十分であつた。

実績報告書の確認で、適正でないものがあつた。

仕様書に記載された事業が実施されたかどうか、業務完了(実施)報告書で確認できないものがあつた。

- ・データ集計結果で、チャレンジシートの項目ごとの集計結果などの記載がなかった。
- ・コンテストの広報状況の記載がなかった。

契約書の内容で、適正でないものがあつた。

請負契約でありながら、支払い方法については「概算払ができるものとする。」と仕様書で規定されていた。請負契約で事前に支払う必要があれば前金払いとすべきであつた。

No.18

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 幼児期からの環境教育研修会開催及び副読本作成業務 | | |
| 課名 | 地球温暖化対策課 | 創設年度 | 平成10年度 |
| 事業目的 | 地球温暖化防止を推進するためには、環境を前提に行動できる人づくりを進める必要があることから、幼児からの体系的な環境教育・環境学習を実施する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 温暖化防止ネット | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,155,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

事業の実施時期が遅れ、効果の観点から不適正なものがあつた。

当初予算で事業費が計上されているにもかかわらず、契約締結時期が年度末の3月と大幅に遅延するなど、委託効果の観点からも不適正なものがあつた。

- ・仕様書では、「研修会」の参加人員が50名程度を想定していたが、契約が遅れたことから、研修会の開催周知期間が取れず、9名の参加者となっていた。
- ・環境副読本の作成で、「前年度に作成した「環境副読本」の掲載内容を検討し、小学5年生が理解しやすいような内容や表現に改める。」となっていたが、掲載データの時点修正のみとなっており、掲載内容に工夫が見られなかった。
- ・「環境副読本」の完成が年度末のため、当年度の小学5年生の授業に活用できないものとなっていた。

契約書に定める事業評価がなされていなかった。

県が主催し、受託者が参加する「ふりかえり会議」において事業評価を実施し、県は、その結果を公表するものとなっていたが、事業評価がなされていなかった。

予定価格の積算で、検討を要するものがあつた。

積算において人件費が明確に積算されず、企画立案一式という明細で金額が積算されているが、業務量、業務内容に応じた人件費の算定を検討されたい。

No.19

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 干潟・浅海域における底質の物質循環に関する研究業務 | | |
| 課名 | 有明海再生・自然環境課 | 創設年度 | 平成17年度 |
| 事業目的 | 有明海の干潟・底質の具体的な再生策を見出すため、干潟・底質における物質循環に関する研究を行い、底質再生の見通しを明らかにする。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 有明海再生機構 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 8,700,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

- ・ 実績報告書の履行確認で、適正でないものがあつた。

実績報告書の額の確定行為で、事業経費内訳書を提出させているが、実績報告書に記載の事業経費が全て「〇〇千円単位」で報告され、額の確定が不適正であつた。

No.20

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|--------|
| 委託事業名 | 九州自然歩道管理業務 | | |
| 課名 | 有明海再生・自然環境課 | 創設年度 | 平成12年度 |
| 事業目的 | 県内に整備した九州自然歩道の巡視及び維持管理業務を委託する。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県造園協同組合 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 4,573,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

予定価格の積算で、検討を要するものがあつた。

積算で人件費のみの積算となっているが、実績報告書の収支明細には、人件費のほかに燃料代・換刃等の機器の損料・消耗品等の支出が報告されていた。

業務内容にあつた間接経費の積算を検討されたい。

契約書の内容で、適正でないものがあった。
 契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

No.21

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 多良岳県自然環境保全地域の維持管理業務 | | |
| 課名 | 有明海再生・自然環境課 | 創設年度 | 平成14年度 |
| 事業目的 | すぐれた生態系を有する県自然環境保全地域を保全することにより、生物の多様性を図る。 | | |
| 委託事業者 | 太良町森林組合 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 270,480円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約書の内容で、適正でないものがあった。
 契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。
 当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

No.22

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 玄海国定公園名護屋地区施設の維持管理業務 | | |
| 課名 | 有明海再生・自然環境課 | 創設年度 | 平成12年度 |
| 事業目的 | 玄海国定公園の名護屋地区施設（トイレ、案内板）の維持管理を委託することにより、業務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 唐津市 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 2,213,047円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約に際して、仕様書が作成されていなかった。
 仕様書は、相手方に業務内容、委託頻度、委託条件等を相手方に示して、相手方の了解を得るものであるが、仕様書が作成されていなかった。

清掃業務に係る人件費の算定で、算定根拠が不明確なものがあった。

- ・トイレ清掃業務 月額 60,000 円 × 12 ヶ月（契約書に清掃回数の明記なし）
- ・案内板清掃業務 月額 30,000 円 × 12 ヶ月（契約書の清掃回数は年 4 回）

No.23

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 玄海国定公園大平山園地の維持管理業務 | | |
| 課 名 | 有明海再生・自然環境課 | 創設年度 | 平成 12 年度 |
| 事業目的 | 玄海国定公園の大平山園地（トイレ）の維持管理を委託することにより、業務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 伊万里市 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 467,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約に際して、仕様書が作成されていなかった。

仕様書は、相手方に業務内容、委託頻度、委託条件等を相手方に示して、相手方の了解を得るものであるが、仕様書が作成されていなかった。

清掃業務に係る人件費の算定で、算定根拠が不明確なものがあつた。

トイレ清掃業務 340,000 円（契約書に清掃回数の明記なし）

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

契約書の内容で、適正でないものがあつた。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

No.24

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 壱原湿原県自然環境保全地域特別地域の維持管理業務 | | |
| 課 名 | 有明海再生・自然環境課 | 創設年度 | 昭和 56 年度 |
| 事業目的 | すぐれた生態系を有する県自然環境保全地域を保全することにより、生物の多様性を図る。 | | |
| 委託事業者 | 唐津市七山桑原組 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 404,250 円 | | |

(監査指摘及び意見)

契約書の内容で、適正でないものがあった。
契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

支払い方法で、契約書どおりの支払いがなされていなかった。
契約書では「概算払いにより支払うものとする。」と規定されているにもかかわらず、完了払いされていた。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。
当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約(お願い委託)で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

No.25

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 檜原湿原木道及び木柵設置等業務 | | |
| 課名 | 有明海再生・自然環境課 | 創設年度 | 平成6年度 |
| 事業目的 | すぐれた生態系を有する県自然環境保全地域を保全するため、檜原湿原内に木道及び木柵を設置し、同湿原内の貴重な動植物を保護する。 | | |
| 委託事業者 | 唐津市七山桑原組 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 865,121円 | | |

(監査指摘及び意見)

契約方法で、検討を要するものがあった。
契約種別が委任契約(お願い委託)でなされているが、競争性・公平性と委託内容の確実な履行の確保を図るうえからも見積りによる請負契約を検討されたい。

契約書の内容で、適正でないものがあった。
契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。
当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約(お願い委託)で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 不法投棄監視システム維持管理業務 | | |
| 課名 | 循環型社会推進課(環境監視指導室) | 創設年度 | 平成17年度 |
| 事業目的 | 監視カメラによる監視システムを導入し、投棄者判明の場合の行政指導及び刑事罰の適用並びにその広報活動等により不法投棄の抑止と減少を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県森林組合連合会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 482,265円(当初契約額 840,000円) | | |

(監査指摘及び意見)

事業執行に当り、進行管理が適正になされず、目的が達成されていなかった。

県は、県内4地区(佐賀中部、唐津、伊万里、杵藤)の保健福祉事務所管内に、廃棄物の不法投棄監視システムを設置し、24時間体制で不法投棄の監視を行うこととして契約が締結されていたが、県が行う監視カメラの定期的(年4回程度)な移設先選定に日時を要し、計画どおりの監視業務が実施されていなかった。

| 設置場所 | 設置計画及び設置台数 | 実設置期間 | 設置日数 |
|---------------|------------------------|---|------|
| 佐賀中部保健福祉事務所管内 | 4月1日～3月31日の 365日×4台 | 4月1日～4月10日 10月16日～12月26日 | 82日 |
| 唐津保健福祉事務所 | | 4月14日～7月18日 | 96日 |
| 伊万里保健福祉事務所 | | 4月1日～3月31日 | 365日 |
| 杵藤保健福祉事務所 | | 4月21日～6月30日 8月6日～10月16日 12月4日～3月23日 | 253日 |
| 合計 | 1,460日 | | 796日 |

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 佐賀県産業廃棄物処理計画進行管理把握業務 | | |
| 課名 | 循環型社会推進課 | 創設年度 | 平成 18 年度 |
| 事業目的 | 産業廃棄物の発生・処理処分状況を把握し、平成 18 年度策定の佐賀県産業廃棄物処理計画で設定した産業廃棄物の計画目標との比較検討並びに評価をし、産業廃棄物処理計画の進行状況を把握する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 日本環境衛生センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 2,704,800 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 公共関与型廃棄物処理施設関連事業業務 | | |
| 課名 | 循環型社会推進課 | 創設年度 | 平成 18 年度 |
| 事業目的 | 公共関与による廃棄物処理施設整備に必要な関連事業（進入道路整備工、周辺地造成工事）を実施することにより、当該施設の建設を推進し、県民の生活環境の保全を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県環境クリーン財団 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 8,429,450 円 | | |

(監査指摘及び意見)

・契約の種別で、検討を要するものがあつた。

契約種別が委任契約（お願い委託）でなされているが、委託内容（工事の施工及び管理）の確実な履行の確保を図るうえから、見積りによる請負契約をすべきであつた。

健康福祉本部

No.29

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 佐賀県福祉人材センター運営事業 | | |
| 課名 | 地域福祉課 | 創設年度 | 平成5年度 |
| 事業目的 | 福祉人材の確保を図るため、福祉サービスに対する理解を深め、新たな福祉マンパワーの育成、就労を促進する「福祉人材センター」の運営を委託し、県民のニーズに対応した適切な福祉サービスを提供する。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 5,712,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約書で定めた事業が実施されていなかった。

県予算が削減する中、契約書の中で示している事業のうち、契約締結後に団体と協議のうえ事業実施計画に計上せず、委託事業（県事業）として実施されていないものがあった。

契約書では、「社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施」を実施するとなっているが、研修関係は、団体（県社協）事業として行われ、財源は全額受講料で賄われていた。

（契約書に明記されている業務内容で、団体事業として実施したもの）

- ・社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施

| 事業名 | 回数、期間 | 参加者数 | 所要額（円） |
|--------------|---------|--------|------------|
| 介護支援専門員実務研修 | 1回、15日 | 253名 | 4,835,000 |
| 福祉職員資格取得支援研修 | 27回、36日 | 1,678名 | 8,279,000 |
| 計 | | 1,931名 | 13,114,000 |

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 地域福祉等推進特別支援業務 | | |
| 課名 | 地域福祉課 | 創設年度 | 平成5年度 |
| 事業目的 | 宅老所等の「地域共生ステーション」を、県内に目標数（175か所、校区1か所）設置するため、開設予定者の掘り起こしと開設者への経営相談、施設運営の指導助言を実施するとともに、社会福祉を目的とする事業に取り組む団体を対象に研修会等を開催する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 たすけあい佐賀 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 500,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約種別で、検討を要するものがあった。

契約種別が委任契約（お願い委託）でなされているが、社会福祉法人や福祉目的のNPO法人等に広く公募を行い、企画コンペ方式の請負契約の方法を検討されたい。

仕様書の作成で、検討を要するものがあった。

委任契約が締結されているが、相手方に具体的な業務内容が示されず、相手方から事業計画書を提出させ、委託事業が承認されている。

県の業務を委託するのであれば、発注者である県が、主体性を持って業務仕様書を作成し、仕様書に基づき提出された実施計画書の審査を行い、事業実施の承認をすべきである。

実績報告書の内容審査で不十分なものがあった。

- ・事業実施計画書どおりの業務がなされていないものを完了認定していた。

（参考）

| 事業内容 | 実施計画書 | 実績報告書 |
|------------|--------|--------|
| 開設に関する相談件数 | 20件 | 25件 |
| 押しかけアドバイス | 20件 | 12件 |
| 宅老所間の研修受入 | 20件 | 3件 |
| 職員研修 | 3回 | 3回 |
| 開設講座 | 1回 | 1回 |
| ブロック会議の開催 | 4地区の2回 | 4地区で1回 |

- ・上記のとおり実績が計画と違う報告書を受領し、完了認定していた。

既存宅老所への押しかけアドバイスの指導件数（12ヶ所）

施設間の職員研修受入の場所及び研修件数（3件）

ブロック会議の開催場所及び開催回数（4地区で1回）

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

No.31

| | | | |
|-------|--|------|---------|
| 委託事業名 | 佐賀県戦没者慰霊大祭における遺族に対する菓子交付事業 | | |
| 課名 | 地域福祉課 | 創設年度 | 平成4年度以前 |
| 事業目的 | 佐賀県戦没者慰霊大祭に参列される遺族に対して、菓子類を交付することにより、戦没者の慰霊等を行う。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県遺族会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 2,025,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

事業は、菓子代のみが積算されており、菓子交付に対する人件費等の経費が算定されていなかった。業務内容に応じた積算を検討されたい。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）であるが、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

No.32

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 佐賀県母子家庭等就業・自立支援センター事業 | | |
| 課名 | 母子保健福祉課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 母子家庭の母及び寡婦に対する就業相談事業、就業支援講習会事業、特別相談事業及び就労促進支援事業を実施し、母子家庭の母等の自立支援を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 6,066,374円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 母子家庭等生活支援講習会事業 | | |
| 課 名 | 母子保健福祉課 | 創設年度 | 平成 15 年度 |
| 事業目的 | 母子家庭、寡婦及び父子家庭を対象として、生活の安定を図ることを目的とした各種の講座を開催し、母子家庭等の自立支援を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,188,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

事業計画書及び実績報告書の様式で、検討を要するものがあった。

受託者が提出した事業実施計画書では、要綱どおりに講習が実施されるかどうか確認できなかった。また、事業実績報告書でも、児童のしつけ及び育児に関する講習会が実施されたのかの確認できなかった。事業計画書及び実績報告書の様式を見直されたい。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 未熟児等対応の訪問看護師資質向上研修事業 | | |
| 課 名 | 母子保健福祉課 | 創設年度 | 平成 20 年度 |
| 事業目的 | 未熟児や障害児等の在宅療養を困難にしている要因の一つに、受け入れる訪問看護ステーションが少ないことがあげられる。そこで、訪問看護師に研修を行い、未熟児や障害児等を受け入れる訪問看護ステーションを増やすことで、未熟児等の在宅療養を推進する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県看護協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,178,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約方法で、検討を要するものがあった。

新規事業（9月補正）で、実施方法等の検討時間も少なく、また、研修業務を今までに委託

した事例もなかったことから、契約の相手方と実施方法等を協議しながら研修内容・講師の手配等がなされていた。

この事業は、3年間の継続事業であり、事業完了後の経費の精算・審査等の事務コストを考慮すれば、今回の実績報告書（経験）を基に、具体的な仕様書を作成のうえ、請負契約を検討されたい。

No.35

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県母子自立支援プログラム策定事業 | | |
| 課名 | 母子保健福祉課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 母子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じた自立支援計画書を策定し、生活保護受給者等就労支援事業や母子家庭等就業・自立支援センター事業等を活用することで、きめ細やかな自立・就労支援を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,775,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約の方法で、検討を要するものがあった。

契約の相手方が、実施要綱で同団体に委託することとなっているが、国の要綱では母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等が想定されており、公募による業者選定を検討されたい。

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

本事業は、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行うことを目的に、母子自立支援プログラム策定員の要件を定めているが、人件費の積算が県の日々雇用職員賃金並（6,100円/日）で積算され、間接経費も積算されていなかった。

業務内容に応じた積算を検討されたい。

契約書の内容及び額の確定で、適正でないものがあった。

委任契約（お願い委託）にもかかわらず、契約額の規定は、上限額の規定とはなっていないかった。

また、実支出額について証拠書類等の確認がなされないまま、額の確定がなされていた。

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 障害者社会参加総合推進事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 障害者の日常生活上必要な訓練や文字または音声による情報入手が困難な視覚・聴覚障害者に対して、地域生活上必要な情報提供を行うことにより、障害者の社会活動への参加を促進するとともに、生活の質の向上を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県障害者社会参加推進センター | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 16,588,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の確認で、適正でないものがあった。

提出された実績報告書（事業の実施状況）と仕様書（実施要領）の内容で異なっているものがあった。

実施要領に定める生活訓練事業は、日常生活上の必要な訓練・指導を行うこととなっているが、実績報告書には要領に記載されていない事業費（研修会への参加旅費等）に支出されているものがあった。（盲婦人家庭生活訓練事業及び盲青年等社会生活教室開催事業）

仕様書の作成で、検討を要するものがあった。

積算で、事業間において講師謝金の単価が異なっているものがあった。

受託者との事前協議の中で、仕様書等に単価の違い（講師レベル）を明記するなど受託者に事業実施に支障がないよう仕様書の作成を検討されたい。

（例示）

- ・ 身体者障害者生活訓練事業 講師謝金単価 6,000円/時
- ・ 視覚障害者生活行動訓練事業 講師謝金単価 4,000円/時

実績報告書の確認・審査で、指導を要するものがあった。

受託者からの実績報告書の提出が、提出文書（かがみ文）だけ受託者名で報告され、各事業の実施状況報告及び収支精算書については、再委託先である各障害者団体の報告書が添付されていた。

再委託先からの報告は確認資料にすぎず、事業の実施状況報告書及び収支精算報告書についても受託者である佐賀県障害者社会参加推進センターから報告させるべきである。

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 字幕ビデオテープの制作事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成2年度 |
| 事業目的 | 各種映画、テレビ番組等の既収録番組に字幕を挿入したビデオを作成し、聴覚障害者の利用に供することにより、障害者の知識及び教養の向上を図り、障害者福祉の増進に資する。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 2,409,750 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 全国障害者スポーツ大会派遣事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成8年度 |
| 事業目的 | 障害者のスポーツ活動の振興を図るため、県障害者スポーツ大会出場者から選考した選手を全国障害者スポーツ大会へ派遣することにより、障害者の自立と社会参加を促進する。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県障害者スポーツ協会 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,512,800 円 | | |

(監査指摘及び意見)

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

大会参加への直接経費のみが算定され、業務を企画・運営する人件費が算定されていないかった。

委任契約に基づく、額の確定で検討を要するものがあった。

大会の参加人員で、受託者から提出された実施計画書では63名(役員20名、選手43名)に対し、実績報告書では61名(役員19名、選手42名)と2名減少していたが、支出額をそのまま承認し、額の確定がなされていた。

契約種別で、検討を要するものがあった。

継続事業であるにも関わらず、開催場所が毎年変わることや参加人員の把握が困難で経費の算定が難しいとのことで委任契約(お願い委託)を締結されているが、過去の実績等を勘

案して具体的な業務仕様書を作成し、見積りを取って契約（請負）すれば、県及び受託者の経費精算に係る事務コストの軽減が図られると考える。

請負契約への変更を検討されたい。

実績報告書の報告内容で検討を要するものがあつた。

この業務は、障害者スポーツ大会への派遣業務であるが、事業の実施報告書を見ると、役員・選手の参加者の記述しかなく、事業の課題及び成果の記述も無く、実績報告書としては不十分である。

実績報告書の内容を検討されたい。

No.39

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県知的障害者福祉住宅事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 昭和59年度 |
| 事業目的 | 住居を求めている就労可能な知的障害者に独立した生活環境を与え、日常生活の安定を確保し、その社会参加を助長する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県手をつなぐ育成会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,810,480円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約の方法で、検討を要するものがあつた。

契約の相手方が、実施要綱で同団体に委託することとなっているが、公平性、競争性の観点から同種の事業が実施可能な事業者に対して、公募による業者選定をすべきであつた。

委託料の積算で、検討を要するものがあつた。

住宅提供者への指導費及び住宅賃借料への助成等の直接経費のみが算定され、業務を企画・運営する人件費や間接経費が算定されていなかった。

契約書の内容で、適正でないものがあつた。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

実績報告書の内容で、検討を要するものがあつた。

実績報告に当たっては、経費精算書や事業実施状況表の提出が契約書で規定されているが、入居者の状況等を報告させるなど、委託の課題や成果を記入させるべきであつた。

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 佐賀県発達障害者支援センター運営事業 | | |
| 課 名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成 15 年度 |
| 事業目的 | 自閉症とその周辺領域にある発達障害を有する障害児（者）に対する総合的な支援を行うため、発達障害者支援センターを設置し、地域の自閉症児（者）の福祉の向上を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 あさひ会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 23,938,800 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 発達障害者支援マネージャー設置事業 | | |
| 課 名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成 19 年度 |
| 事業目的 | 発達障害者支援マネージャーを配置することにより、国庫補助を受けて実施する「発達障害者地域支援拠点整備事業」の各モデル事業の円滑な実施を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 あさひ会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,236,480 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県障害児等療育支援事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成18年度 |
| 事業目的 | 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する県内の療育機能との重層的な連携を図り、もって、障害児(者)及びその家庭の福祉の向上を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 佐賀整肢学園子供発達医療センター・たんぽぽ園 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,859,170円 | | |

(監査指摘及び意見)

契約方法で、検討を要するものがあつた。

予算不足を理由に、積算は、事業実績に基づかず過去の事業量で積算し、積算額を上限額とした委任契約(お願い委託)が締結され、受託者に過度の負担をさせていた。

実施要綱に基準単価が定められていることから、単価契約による請負契約を検討されたい。

(参考：実績件数を契約単価で委託料を算定した場合)

| 事業区分 | 契約額 | 予定件数 | 委託料額 | 実績件数 | 実績額 | 差額 |
|------|--------|------|-----------|------|-----------|---------|
| 訪問指導 | 5,250円 | 257件 | 1,349,250 | 346件 | 1,816,500 | 467,250 |
| 外来指導 | 2,980 | 434 | 1,293,320 | 531 | 1,582,380 | 289,060 |
| 技術指導 | 13,880 | 23 | 319,240 | 6 | 83,280 | 97,160 |
| 施設支援 | 13,880 | | | 10 | 138,800 | |
| 聴覚加算 | 74,780 | 12ヶ月 | 897,360 | 12ヶ月 | 897,360 | 0 |
| 合計 | | | 3,859,170 | | 4,518,320 | 659,150 |

委託料の支払いで、事業実施要綱に定めのない事業(言語聴覚士配置加算)が支出されていた。(事業実施要綱の別表2の委託費支弁基準額に記載)

事業実施が必要であれば、事業実施要綱本文に明記すべきである。

委託事業の履行確認及び額の確定が徹底されていなかった。

実施確認は、実施計画及び実績報告書の提出で確認されているが、実施要綱では、「支援施設は、相談・指導等の内容を対象者ごとに記録し、適切な事後処理に努めるとともに指導の一貫性を保つよう配慮するものとする。」とあるが、実績の確認が実績報告書のみでなされていることから、個別記録の確認が行われていなかった。所管課は、実地検査に赴くなど実績の確認を徹底されたい。

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 佐賀県発達障害者地域支援拠点整備事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成 19 年度 |
| 事業目的 | 発達障害児（者）の乳幼児期から成人期までの各成長段階に応じた支援をモデル事業として実施し、さらに支援方法などの成果を踏まえて県内の障害保健福祉圏域毎に支援拠点を設置することで、発達障害児（者）及びその家族が住み慣れた地域において成長段階に応じた一貫した支援が受けられる体制を整備し、安定した社会生活を営むことができるようにする。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 それいゆ | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 33,678,800 円 | | |

（監査指摘及び意見）

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

間接経費が積算されておらず、実績報告書によると、支出に要した経費として多額の自己負担が計上されている。事業内容及び支出実態を勘案のうえ、適正な経費の積算を検討されたい。

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

実績報告書の内容で、検討を要するものがあった。

実績報告書で、事業実施の状況等は確認できるが、この事業がモデル事業として事業が実施されていることから、事業実施に関する課題や成果を報告書に記載させるよう検討されたい。

事業の実施方法で、検討を要するものがあった。

先進的な取組を国の補助を受け県事業として実施されているが、県が専門的ノウハウを持たないため、業務量の把握・業務内容に伴う積算が不十分で、受託者に多額の負担を強いている。また、事業内容は、「発達障害児（者）に対する支援手法の開発」といった特定の事業で、県が公益上必要として実施されているが、事業の性格からして県事業ではなく、補助事業として実施すべきである。

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 佐賀県重症心身障害児（者）通園事業 | | |
| 課 名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成9年度 |
| 事業目的 | 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともに、その発達を促し、併せて保護者等に対して、家庭における療育技術を習得させることにより、在宅重症心身障害児（者）の福祉の増進に資する。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 佐賀整肢学園こども発達医療センター・たんぼぼ園 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 38,302,080 円 | | |

（監査指摘及び意見）

実施要綱に掲げる業務で実績の確認がなされていないものがあった。

実施要綱では、「指導、訓練等を行うに当たっては、個々の利用者の状況、状態に応じて作成された個別プログラムに基づいて行うこと。」とあるが、実績の審査が実績報告書のみでされていたことから、個別プログラム作成の確認が行われていなかった。所管課は、実地検査に赴くなど実績の確認を徹底されたい。

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 佐賀県重症心身障害児（者）通園事業 | | |
| 課 名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成9年度 |
| 事業目的 | 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともに、その発達を促し、併せて保護者等に対して、家庭における療育技術を習得させることにより、在宅重症心身障害児（者）の福祉の増進に資する。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 佐賀整肢学園唐津医療センター・アルトン | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 16,218,960 円 | | |

(監査指摘及び意見)

実施要綱に掲げる業務で実績の確認がなされていないものがあった。

実施要綱では、「指導、訓練等を行うに当たっては、個々の利用者の状況、状態に応じて作成された個別プログラムに基づいて行うこと。」とあるが、実績の審査が実績報告書のみでされていたことから、個別プログラム作成の確認が行われていなかった。所管課は、実地検査に赴くなど実績の確認を徹底されたい。

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約(お願い委託)で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

No.46

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 精神科救急医療システム事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成9年度 |
| 事業目的 | 休日等において、緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、適切な医療の確保及び保護を図るため、佐賀県精神科救急医療システム事業を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県精神科病院協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約(単価契約) | | |
| 契約金額 | 8,191,470円 | | |

(監査指摘及び意見)

単価契約締結時に、見積書が聴取されていなかった。

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

積算は、相談業務、救急医療及び空床確保業務に関する直接経費は算定されていたが、この業務を企画・運営する間接経費が算定されていなかった。

システム運営のための人件費や当番病院との連絡・調整、報告等の経費が算定されておらず、間接経費も算定するよう検討されたい。

実績確認で、不十分ものがあった。

空床確保業務で、平成19、20年度において、実績報告書に不正な報告があり、委託料の返還及び精算がなされているものがあった。

実施計画書の提出時点の当番病院が、当番日当日に空床が確保されていないにもかかわらず、実績報告書に空床を確保したとして報告し、委託料を請求していたものである。

実績報告書の確認を徹底されたい。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 身体障害者向け会計パソコン科コース委託訓練事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成16年度 |
| 事業目的 | 障害者が地域の中で、自立し安定した生活を営んでいくための就労促進をサポートするため、障害者の能力適正及び雇用ニーズに応じた職業訓練を実施し、障害者の職業能力開発機会の拡充を図る。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 佐賀県CSO推進機構 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（企画コンペ方式） | | |
| 契約金額 | 1,741,950円 | | |

（監査指摘及び意見）

実施主体（委託元）の取扱いで適正でないものがあった。

当該事業は、国の委託事業でもあり、国が定める「障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施要領」に基づき事務処理がなされている。

要領で定める実施主体（委託元）は、当県の場合産業技術学院と位置づけられるが、委託者を障害福祉課長として、全ての委託事務（契約締結行為、受講者の選考、実績報告の提出先など）が処理されていた。

障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施要領

2 実施主体（委託元）

各都道府県に所在する国立・都道府県営の障害者職業能力開発校並びに都道府県が設置する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校（以下「能力開発校」とする。なお、都道府県においては、上記能力開発校の中から障害者委託訓練実施拠点校を定め、障害者委託訓練の円滑な実施を図るものとする。（下線部分が産業技術学院に該当）

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県チャレンジだれでもパソコン事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成17年度 |
| 事業目的 | 社会との関わりに制約が多い障害者等のパソコン活用能力を向上させる事業を総合的、計画的に実施することで、障害者等の生活の質を高め、社会参加の促進を図ることを目的とする。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 市民生活支援センターふくしの家 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（企画コンペ方式） | | |
| 契約金額 | 15,850,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

予定価格の算定に当たり、事前に参考見積りを取って積算されているが、参考見積もりが1者のみの見積もりで算定されていた。複数の見積りを取って算定されたい。

また、今回の予定価格の算定に当たり、ボランティアの報酬単価として、500円/時間という最低賃金法を下回る価格で積算されていた部分もあり、適正な積算を行われたい。

契約書の内容で、検討を要するものがあった。

- ・ 「請負契約」と認識していながら、支払い方法として「概算払い」と明記されていた。
- ・ 協働で実施するのであれば、役割分担等を委託契約書等に明記されたい。

実績報告書の内容で、検討を要するものがあった。

実績報告書には、事業の実施状況のみが数値等で表示されており、どんな課題や成果があったのか不明確であった。

No.49

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県障害者就業・生活支援センター事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成14年度 |
| 事業目的 | 職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社会福祉法人 あやめ会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,899,803円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 働くチャレンジドサポート事業 | | |
| 課名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成16年度 |
| 事業目的 | 厳しい雇用環境にある障害者の雇用を推進するため、関係機関と連携しながら、障害者の就業に関する相談・情報提供、職場実習の斡旋、事業主への助言等を行う「働くチャレンジドサポート事業」を社会福祉法人、民法法人、NPO法人等に委託し、障害者の職業能力の向上を図るとともに、地域における障害者の就業を支援する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 佐賀市障害者就労支援協議会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（企画コンペ方式） | | |
| 契約金額 | 2,629,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約書の内容で、検討を要するものがあった。

企画コンペ方式による請負契約でありながら、委任契約の書式で契約書が締結されていた。
（契約額の限度額設定、支払い方法、額の確定行為及び確定行為に伴う返還規定等）

委託料で購入する財産・備品の帰属先を契約書等に明記されていなかった。

実施計画書で、委託料で財産（パソコン）の購入計画が提出されていたが、実績報告書で購入実績が確認できる報告がなされていなかった。

委託料で購入する財産の帰属先を契約書等に明記されたい。（指定管理者の場合、備品の帰属は県となっている。）

実績報告書の様式で、検討するものがあった。

実施要領では基礎訓練の実施、職場実習の斡旋、職場定着のための支援、事業主への助言、情報提供、関係団体との連携等が定められ、受託者からの事業実施計画書にも同様の内容を取り組むこととされていたが、実績報告書で具体的に確認できなかった。

（件数のみの報告で、具体的な訓練施設や職場実習先等が不明であった。）

受託者から提出される実施計画書承認時に、実績報告書の内容等を協議のうえ、内容が確認できる様式を検討されたい。

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 佐賀県障害者相談支援特別アドバイザー事業 | | |
| 課 名 | 障害福祉課 | 創設年度 | 平成 19 年度 |
| 事業目的 | 障害者が地域で安心して生活するために重要な地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築、充実強化に向けて、特別アドバイザー訪問による地域自立支援協議会の支援や人材育成を行い、早急に地域における相談支援体制を整備・確立する。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 はれたりくもったり | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,100,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約書の内容で、適正でないものがあった。
契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出経費についての確認が行われていなかった。
当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）であり、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

実績報告書の内容で、検討を要するものがあった。
実績報告書には、事業の実施状況のみが表示されており、どんな課題や成果があったのか不明確であった。

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 小児救急医療総合対策事業 | | |
| 課 名 | 医務課 | 創設年度 | 平成 16 年度 |
| 事業目的 | 県民が子供を安心して産み、育てる生活を確保するため、医療の提供側及び受け手側双方に対する取組みを通じ、小児救急医療体制の確保・充実を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県救急医療協議会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 8,915,001 円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の確認で、不十分なものがあった。
仕様書に定める相談対応者は、救急専門医、小児科医及びそれらの指導・監督の下に対応する医療従事者となっているが、報告書では看護師のみの報告となっていた。

契約書の内容で、適正でないものがあった。
 契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

No.53

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 休日等歯科在宅当番・救急医療情報提供実施事業 | | |
| 課 名 | 医務課 | 創設年度 | 平成9年度 |
| 事業目的 | 休日等における地域住民の歯科医療を確保するため、休日等の歯科診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県歯科医師会 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,382,400円 | | |

(監査指摘及び意見)

- ・契約書の内容で、適正でないものがあった。
 契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

No.54

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 佐賀地区緊急被ばく医療ネットワーク構築支援事業 | | |
| 課 名 | 医務課 | 創設年度 | 平成9年度 |
| 事業目的 | 原子力発電施設の事故等緊急時における医療活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関による緊急被ばく医療ネットワーク調査検討会等を開催する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 原子力安全研究協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 条件付一般競争入札 | | |
| 契約金額 | 3,590,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県ナースセンター事業 | | |
| 課名 | 医務課 | 創設年度 | 平成14年度 |
| 事業目的 | 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」）で、未就業者に対する就業促進に必要な事業、看護業務等の普及啓発事業及び訪問看護に従事する者の資質向上や訪問看護の実施に必要な支援事業（以下「ナースセンター事業」）等を行い、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県看護協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 8,842,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の内容で、検討を要するものがあつた。

実績報告書には、事業の実施状況のみが表示されており、どんな課題や成果があつたのか不明確であつた。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 地域・職域連携推進事業（人材育成事業） | | |
| 課名 | 健康増進課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 地域住民、特に働き盛りの勤労者への生活習慣病予防の意識付けを目的に県内の医療保険者が実施する特定保健指導に従事する保健師、管理栄養士等を対象とし、メタボリックシンドロームに着目した保健指導の方法を学ぶための研修会を実施。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県総合保健協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 400,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

・契約書の内容で、検討を要するものがあつた。

委任契約（お願い委託）で、額の確定後の返納に関する条文が記載されていなかった。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 成人病情報調査解析事業（がん登録事業） | | |
| 課名 | 健康増進課 | 創設年度 | 昭和58年度 |
| 事業目的 | 本県のがんによる死亡率は常に全国の高位を占めており、しかも年々上昇傾向にある現状にかんがみ、本県におけるがんの実態を把握するためがん患者の登録（県内のがん患者の発病、治療、予防等に関する情報の収集・解析）を行う。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県総合保健協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,225,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

委託料の積算で、検討を要するものがあった。

積算は、1名分の職員人件費に対し、実績報告では、2名分の人件費を要したとして、契約で示された上限額を大きく上回っていた。

当契約は、委任契約（お願い委託）であり、県において価格を定めて契約するために見積書を要しないものであるが、県において業務実施に必要な額を適切に積算したうえで、受託団体に示すべきであった。

受託団体に対し、過重な負担を与えないよう積算額の見直しをすべきである。

額の確定に際し、支出額の確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県リハビリテーション支援センター運営事業 | | |
| 課名 | 健康増進課 | 創設年度 | 平成15年度 |
| 事業目的 | 保健・医療・福祉の関係者のみならず、ボランティア等の地域における住民が参画して行う高齢者のための地域リハビリテーション支援センターの運営を支援するため、県リハビリテーション支援センターを指定する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県医師会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 521,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

事業計画書の審査で、不十分なものがあった。

県が計画していた内容とは違う相手方の事業計画を承認し、目的どおりの事業が実施され

ていなかった。

国の指針によると県リハビリテーション支援センターの役割としては、

- ・地域リハビリテーション広域支援センターへの技術研修等の支援
- ・関係団体、医療機関との連携・調整

となっている。

県は、事業計画書の審査において、県の計画と違う事業計画書が提出された時点で、相手方と協議のうえ、県の計画に基づく事業の実施を指示するべきであったが、安易に相手方の事業計画書を承認し、目的どおりの事業が実施されていなかった。

* 県の当初計画

| 事業実施項目 | 事業内容 | 実施予定 | 予算額(円) |
|------------------|-------------|------|---------|
| 地域リハビリ支援センターへの支援 | 研修会の開催 | 年4回 | 244,000 |
| 関係団体・医療機関との連絡調整 | 連絡協議会の設置・運営 | 年2回 | 277,000 |
| 合 計 | | | 521,000 |

* 相手方の計画

| 事業実施項目 | 事業内容 | 実施予定 | 予算額(円) |
|-----------------|-------------|------|---------|
| 関係団体・医療機関との連絡調整 | 連絡協議会の設置・運営 | 年1回 | 206,000 |
| 〃 情報提供 | ホームページの管理 | 12月 | 315,000 |
| 合 計 | | | 521,000 |

実績報告書の内容審査(額の確定)及び契約の内容で検討を要するものがあつた。

実績報告書の中で、経費支出調書が添付され、支出実績額と事業計画時点に提出された経費区分間の経費支出額が相違しているが、内容を確認しないままに額の確定が行われていた。

額の確定に当たっては、委託者から支出が確認できる証拠書類の提出を求めるなど、内容及び支出額の確認を徹底されたい。

また、この事業が継続事業であることから、仕様書の充実を図り、委託者の負担軽減と目的達成のため、委任契約ではなく委託者から見積書を取って契約を行う請負契約を検討されたい。

(参考)

| 事業実施項目 | 事業内容 | 計画時の事業費積算 | 実績額 |
|-----------------|-------------|-----------|---------|
| 関係団体・医療機関との連絡調整 | 連絡協議会の設置・運営 | 206,000 | 79,500 |
| 〃 情報提供 | ホームページの管理 | 315,000 | 450,000 |
| 合 計 | | 521,000 | 529,500 |

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 地域リハビリテーション広域支援センター運営事業 | | |
| 課名 | 健康増進課 | 創設年度 | 平成15年度 |
| 事業目的 | 高齢者が閉じこもりとなり、心身機能の低下とあわせて寝たきりとなることを予防し、住みなれた地域において、生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の関係者のみならず、ボランティア等の地域における住民が参画して行う地域リハビリテーション支援センターを運営する。 | | |
| 委託事業者 | 老人保健福祉圏域ごとに指定した医療法人等 5事業者 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 543,000円×5箇所の2,715,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

運営要項（仕様書）に定める業務（福祉用具、住宅改修等の相談への対応支援）が、予定価格に算定されておらず、間接経費も積算されていなかった。適正な積算を検討されたい。

業務内容で、見直し（削減）を検討すべきものがあった。

この業務は、運営要項（仕様書）に基づき実施されているが、予算削減の中、業務の見直しがなされないままに、受託者に過度の負担が強いられている状況にある。

予算額に応じた委託業務の見直しを検討されたい。

実績報告書の内容審査で、不十分なものがあった。

提出された実績報告書では、どんな成果や課題があったのか確認できなかった。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県難病患者就労支援モデル事業 | | |
| 課名 | 健康増進課 | 創設年度 | 平成20年度 |
| 事業目的 | 難病相談・支援センターにおいて、患者等の悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつニーズに対応した相談や支援を通じて、難病患者が、病気と共存しながら就労できるよう支援する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 佐賀県難病支援ネットワーク | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 999,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

・契約書の内容で、検討を要するものがあった。

委任契約（お願い委託）で、額の確定後の返納に関する条文が記載されていなかった。

No.61

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | がんの悩み相談ダイヤル事業 | | |
| 課名 | 健康増進課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県内のがん患者やその家族等の悩み事の相談に応じるとともに、がんの予防方法や検診、各種統計資料等の情報を提供することによって、がんに関する正しい知識の普及とがん予防意識の向上を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県総合保健協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,528,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

額の確定に際し、支出額についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

No.62

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | がん看護の実務研修事業 | | |
| 課名 | 健康増進課 | 創設年度 | 平成20年度 |
| 事業目的 | がん分野における臨床実践能力の高い専門的な看護師を育成することにより、県内におけるがん医療の水準均てん化を図るため、がん看護を実施している県内病院の看護師を対象に、がん患者に対する看護について幅広い内容の実務研修を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 県立病院好生館 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 4,578,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 「第25回動物愛護フェスティバルさが」事業 | | |
| 課名 | 生活衛生課 | 創設年度 | 昭和59年度 |
| 事業目的 | 広く県民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるために動物愛護週間行事として、「第25回動物愛護フェスティバル」を開催する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県獣医師会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 110,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

委託業務に係る仕様書が作成されていなかった。

予定価格の算定は、会場設営費（105,000円：看板、音響等）と雑費（5,000円：消毒薬等）のみが計上され、委託業務は会場設営等に関する部分であるが、受託者に対し、業務内容を示す仕様書が作成されていなかった。

農林水産商工本部

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀農業の動向に関する資料作成業務 | | |
| 課名 | 企画・経営グループ | 創設年度 | 平成16年度 |
| 事業目的 | 県産農産物の仕向先別出荷量の経年変化等を把握し、今後の農業施策展開のための基礎資料とする。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀農林統計協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 162,792円 | | |

（監査指摘及び意見）

業務完了報告で、必要のない支出内訳書まで提出させていた。

請負契約であるので、契約書別紙の仕様書で示した「とりまとめ様式」の提出をもって委託業務の完了を確認すればよいのに、契約書で精算報告書も併せて提出するよう規定し、受託者に過度の義務を負わせていた。

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | ジョブカフェ SAGA 設置・運営業務 | | |
| 課 名 | 雇用労働課 | 創設年度 | 平成 17 年度 |
| 事業目的 | 若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、若年者就職支援センター（ジョブカフェ SAGA）を設置して、就職を希望する若年者の就職支援サービスを提供する。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県中小企業団体中央会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（企画コンペ方式） | | |
| 契約金額 | 30,600,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の内容及び審査で、検討を要するものがあった。

実績報告書の記載に当たっては、提案内容と事業実績を対比させて報告させると同時に自己評価も合わせて報告させるべきである。また、事業実施状況の評価を行い、次年度以降の取り組みに反映させるよう検討されたい。

委託料で購入する財産・備品の帰属先が契約書等に明記されていなかった。

実施計画書で、委託料で財産（パソコン）の購入計画が提出されていたが、実績報告書で購入実績が確認できる報告がなされていない。（積算はリース）

委託料で購入する財産の帰属先を契約書等に明記されたい。（指定管理者の場合、備品の帰属は県となっている。）

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 自動車産業人材育成支援事業 | | |
| 課 名 | 雇用労働課 | 創設年度 | 平成 20 年度 |
| 事業目的 | 県内工業（又は工業系）高校 3 年生を対象に、自動車関連の製造現場等の第一線で働く高度熟練技能者等から直接現場経験や技能指導を受け、本県自動車産業を担う若手技能者を育成・確保する。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県技能士会連合会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,066,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

- ・契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 会計パソコン科委託訓練事業 | | |
| 課名 | 雇用労働課 | 創設年度 | 平成13年度 |
| 事業目的 | 離転職者、一般求職者、求職中の母子家庭の母を訓練対象者として、ワープロ、表計算の技術の習得のほか、簿記やビジネスマナーについて基礎知識・技能の習得から資格取得(パソコン検定3級)までの訓練業務を実施し、就労を支援する。 | | |
| 委託事業者 | 学校法人 コア学園唐津ビジネスカレッジ | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約(企画コンペ方式) | | |
| 契約金額 | 2,257,500円 | | |

(監査指摘及び意見)

実施主体(委託元)の取扱いで適正でないものがあつた。

当該事業は、国の委託事業でもあり、国が定める「障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施要領」に基づき事務処理がなされている。

要領で定める実施主体(委託元)は、当県の場合産業技術学院と位置づけられるが、委託者を雇用労働課長として、全ての委託事務(契約締結行為、受講者の選考、実績報告の提出先など)が処理されていた。

障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施要領

2 実施主体(委託元)

各都道府県に所在する国立・都道府県営の障害者職業能力開発校並びに都道府県が設置する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校(以下「能力開発校」とする。なお、都道府県においては、上記能力開発校の中から障害者委託訓練実施拠点校を定め、障害者委託訓練の円滑な実施を図るものとする。(下線部分が産業技術学院に該当)

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 技能振興対策事業 | | |
| 課名 | 雇用労働課 | 創設年度 | 平成14年度 |
| 事業目的 | 高度に熟練した技能者の持つ技を、小・中学校の児童生徒に体験、県内工業(工業系)高校3年生に現場経験及び技能指導をすることにより、将来を担う技能後継者の育成と技能尊重を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県技能士会連合会 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,321,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

予定価格の積算で、検討を要するものがあつた。

この事業を実施するための人件費が、県の事務補助（賃金）単価6,100円/日で80日分が積算され、間接経費も積算されていなかった。適正な積算を検討されたい。

実績報告書の内容で、検討を要するものがあった。

実績報告書には、事業の実施状況のみが表示されており、どんな課題や成果があったのかが不明確であった。

契約書の内容で、適正でないものがあった。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

No.69

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県フィルムコミッション活動業務 | | |
| 課名 | 観光課 | 創設年度 | 平成20年度 |
| 事業目的 | 県内での映画やテレビドラマのロケ（撮影）が数多く行われ、地域の観光地や代表する景観の映像を通じての宣伝効果や経済波及効果あるいは県民の景観保全や環境保護に対する意識の醸成を目的として、佐賀県フィルムコミッション活動を委託する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県観光連盟 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 6,405,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

額の確定に伴う経費精算報告書の提出時期で、検討を要するものがあった。

契約書第10条の規定に基づく委託料の額の確定が「決算見込額」で行われていた。

決算見込額での額の確定は、信憑性に乏しく実績報告書の提出時期と事業に伴う精算報告書の提出時期を別に設定するなど、実態に即した支出報告書の提出時期を検討されたい。

No.70

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 佐賀県東京情報センター運營業務 | | |
| 課名 | 観光課 | 創設年度 | 平成9年度 |
| 事業目的 | 首都圏における佐賀県情報の発信拠点である佐賀県東京情報センターを設置・運営し、佐賀県への誘客を促進する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県観光連盟 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 4,184,250円 | | |

(監査指摘及び意見)

額の確定に伴う経費精算報告書の提出時期で、検討を要するものがあった。

契約書第 10 条の規定に基づく委託料の額の確定が「決算見込額」で行われていた。

決算見込額での額の確定は、信憑性に乏しく実績報告書の提出時期と事業に伴う精算報告書の提出時期を別に設定するなど、実態に即した支出報告書の提出時期を検討されたい

生産振興部

No.71

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | “食と農”プロジェクト活動支援事業業務 | | |
| 課 名 | 生産者支援課 | 創設年度 | 平成 18 年度 |
| 事業目的 | 佐賀農業・農村の持続的な発展と豊かな県民生活の実現のため、食農教育・地産地消・都市農村交流を一体的に進めることで、食（消費者・消費地・都市）と農（生産者・生産地・農村）の距離を縮める「さが“食と農”絆づくりプロジェクト」を展開することとし、プロジェクト活動団体の募集及び活動団体審査委員会の運営業務を委託する。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 佐賀県 CSO 推進機構 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（企画コンペ） | | |
| 契約金額 | 120,000 円 | | |

(監査指摘及び意見)

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

人件費の積算単価が、県の日々雇用職員賃金並（6,100 円/日）で積算されているが、業務内容に応じた適正な積算単価を検討されたい。

契約書の内容で、検討を要するものがあった。

当業務は協働化テストで採択され実行に移されたものであり、協働で実施するのであれば、役割分担等を委託契約書等に明記するよう検討されたい。

実績報告書の確認で、不十分なものがあった。

- ・仕様書に定める申請団体への助言・支援内容が、報告書に具体的に記載されていなかった。
- ・受託者の企画提案で実施されていないもの、また、確認がなされていないものがあった。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 狩猟免許等事務業務 | | |
| 課名 | 生産者支援課 | 創設年度 | 平成14年度 |
| 事業目的 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による狩猟免許・登録事務の一部を委託し、事務事業の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県猟友会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,119,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

| | | | |
|-------|-----------------------------------|------|-------|
| 委託事業名 | キジ放鳥事業業務 | | |
| 課名 | 生産者支援課 | 創設年度 | 平成4年度 |
| 事業目的 | 鳥獣保護区等にキジの放鳥及び保護繁殖を図り、生活環境の改善を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県猟友会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 880,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の様式で、検討を要するものがあった。

実施要領で規定されている条件が、実績報告書で履行されたかどうかの確認できなかった。

- ・キジの亜種の指定（佐賀県内に生息する亜種と同じキュウシュウキジ）
- ・ワクチン接種済のキジ
- ・十分に野生化訓練されたキジ

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

積算は、キジ購入費、放鳥用脚環代、脚環回収の際の届出者への記念品代のみで、業務の実施に必要な経費（人件費）は積算されていなかった。

業務内容に応じた積算を検討されたい。

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 愛鳥普及事業業務 | | |
| 課 名 | 生産者支援課 | 創設年度 | 平成 14 年度 |
| 事業目的 | 野生鳥獣を通じて自然の尊さを知らせ、自然保護と愛鳥思想の普及啓発を図るため、県指定の愛鳥モデル校を対象に、探鳥会・愛鳥学習会、給餌施設等の設置・指導を行う。 | | |
| 委託事業者 | 日本野鳥の会佐賀県支部 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 見積り合わせによる随意契約 | | |
| 契約金額 | 405,000 円 | | |

(監査指摘及び意見)

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

委託業務で使用する機材等の経費は請負業者の負担となっていた。間接費を計上するなど適正な積算を検討されたい。

契約書の内容で適正でないものがあった。

請負契約であるにもかかわらず、契約書に

- ・ 委託料の限度額の規定が挿入されている。
- ・ 委託料の支払方法が前金払いではなく、概算払いの規定となっている。
- ・ 実績報告書を提出させ、委託事業に要した実支出額と委託料のいずれか低い額で額の確定を行うこととされており、概算払いした委託料が確定額を超える場合は、県への返還規定が挿入されている。

など、委任契約の内容となっていた。

実績報告書の提出で、受託者に過度の負担を求めているものがあった。

実績報告書に経費の精算報告を添付させていた。受託者に過度の負担をかけることがないよう経費の精算報告は不要であった。

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 狩猟者研修業務 | | |
| 課 名 | 生産者支援課 | 創設年度 | 平成 14 年度 |
| 事業目的 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による狩猟免許保持者に対する法令の遵守・適正な猟具の使用法の研修を行い、狩猟事故の防止を図る。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県猟友会 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 585,000 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.76

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 畜産経営技術高度化推進事業 | | |
| 課名 | 畜産課 | 創設年度 | 昭和39年度 |
| 事業目的 | 輸入畜産物の増大、鳥インフルエンザ等家畜伝染病の影響で畜産農家を取巻く情勢は依然厳しく、経営の維持・安定を図るためには畜産コンサルタントによる個別診断指導が不可欠であり、経営診断指導を実施しその診断結果により畜産農家の経営状況を把握し、県の施策に反映する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県畜産協会 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 2,511,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

実績報告書の内容で、検討を要するものがあつた。

畜産農家の個別診断結果を、成果物として提出させるべきである。

No.77

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 佐賀県産肉能力向上推進事業 | | |
| 課名 | 畜産課 | 創設年度 | 平成6年度 |
| 事業目的 | 県内の肉用牛(黒毛和種)飼養農家から、血統情報・枝肉成績を調査、集計、分析することで育種価を推定し、その育種価を利用して改良事業を展開することにより、黒毛和種の能力向上と農家経営の向上を図る。 | | |
| 委託事業者 | 全国和牛登録協会佐賀県支部 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 5,327,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

額の確定に際し、支出額についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約(お願い委託)で、支出額について証拠書類等での確認が行われていなかった。

No.78

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 森林国営保険事務処理業務 | | |
| 課 名 | 林業課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 森林国営保険法に基づき、森林火災、気象災害等を保険事故として行う森林国営保険制度を円滑に運営するため、知事が実施する法定受託事務のうち、契約業務及び損害評価業務等の事務処理については、県森林組合連合会に委託し、事務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県森林組合連合会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 4,296,000 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.79

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 「県産木材利用推進プロジェクト」佐賀県産乾燥木材認証制度推進事業 | | |
| 課 名 | 林業課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 佐賀県産乾燥木材の信用を高めるため、佐賀県産乾燥木材認証制度の適正かつ効率的な運営業務等を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県木材協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,149,750 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.80

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 「県産木材利用推進プロジェクト」木工教室開催事業 | | |
| 課 名 | 林業課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県内の親子等を対象に、木工工作や木工コンクールを通じて木の温もりや良さを実感させることにより、木材を利用することを意識させるとともに県産木材利用の意義を理解してもらうための説明会を開催し、県産木材の利用促進を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県木材青壮年会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 570,108 円 | | |

(監査指摘及び意見)

実績報告書の内容で、検討を要するものがあった。

本事業は、啓発事業であり、事業評価のためには、事業実施効果を来場者へのアンケートや受託団体による自己評価等も交えて測定する必要があるが、実績報告書にはそれに類する記述がなかった。

実績確認の方法で、見直しを要するものがあった。

実績報告書の提出で、受託者から収支決算書を提出させ、完了検査の際に領収書等の整備状況の確認を行っていた。

当契約は請負契約であるので事業の実施内容や成果を確認すればよいことから、受託者に余分な負担をかけることがないよう事業の実績確認方法について見直されたい。

No.81

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 「県産木材利用推進プロジェクト」木づかい塾開催事業 | | |
| 課 名 | 林業課 | 創設年度 | 平成 19 年度 |
| 事業目的 | 県産木材利用の意義や木造文化等の木材利用を広く県民に普及啓発するための「木づかい塾」を開催することにより、県民の木材利用意識の向上と県産木材を利用した家づくりの促進等を図る。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 調和の森 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 745,668 円 | | |

(監査指摘及び意見)

実績報告書の内容で、検討を要するものがあった。

事業の目的である「県民への普及啓発」の効果に関する記述が不足していた。

所管課は、次年度以降の事業企画に反映できるよう、来場者の状況、シンポジウム及び研修会の内容の評価(来場者のアンケート等)等、自己評価を記載させるべきであるが、記載させていなかった。

仕様書の作成で、検討を要するものがあった。

予算書では、企画・立案・講師依頼の person 費(シンポジウム関係 10 日分、研修会関係 4 日分)が計上されていたが、実際の委託料の積算基礎には入っていなかった。

協働事業として実施であるならば、仕様書等で県と受託団体の役割分担を明記されたい。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 「県産木材利用推進プロジェクト」推進活動事業 | | |
| 課名 | 林業課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県産木材の生産から流通・加工、消費までの一貫した安定供給システムの確立を図るため、県民協働による県産木材の利用推進活動等を実施し、県民の木材利用意識の向上と県産木材の利用促進等を図る。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 調和の森 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 548,100 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 多良岳県有林さが四季彩の森林づくり整備事業第1号 | | |
| 課名 | 林業課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県民協働により針葉樹と広葉樹が混ざった混交林や広葉樹を育成するとともに、人工林については、様々な林齢のスギ・ヒノキ林に誘導するなど、多様な森林づくりを推進する。 | | |
| 委託事業者 | 太良町森林組合 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 指名競争入札 | | |
| 契約金額 | 5,180,700 円 | | |

(監査指摘及び意見)

- ・契約書の作成で、適正でないものがあった。
契約書に添付する仕様書に割印がなかった。

No.84

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 七山県有林保育（間伐）事業 | | |
| 課 名 | 林業課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 健全な森林整備の推進により、山村地域の振興と自然環境の保全及び生活環境の向上を図る。 | | |
| 委託事業者 | 七山村森林組合 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 指名競争入札 | | |
| 契約金額 | 3,727,500 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.85

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 多良岳県有林保育（利用間伐）事業 | | |
| 課 名 | 林業課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 健全な森林整備の推進により、山村地域の振興と自然環境の保全及び生活環境の向上を図る。 | | |
| 委託事業者 | 太良町森林組合 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 指名競争入札 | | |
| 契約金額 | 4,216,800 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

県土づくり本部

No.86

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 建設材料試験及び建設技術職員研修等業務 | | |
| 課 名 | 建設・技術課 | 創設年度 | 平成18年度 |
| 事業目的 | 建設業者等に対するサービス向上と運営コストの削減を図るため、建設資材の試験検査業務及び建設技術者の研修業務を委託する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県土木建築技術協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 100,024,601 円 | | |

(監査指摘及び意見)

実績報告書の確認で、検討を要するものがあった。
 建設技術職員研修の受講者実績は、計画に対して下回っていたが、理由の分析等の記述がなかった。
 事業実績が計画を下回った場合は、委託先に対しその分析をさせるなど実態把握に努められたい。

変更契約が必要ないのに、変更契約を締結していた。
 委任契約（お願い委託）は、委託料の上限額で契約し、実績報告の内容を審査のうえ額の確定を行い、確定額が概算払額を下回る場合は、差額を返還することとなっているが、所管課は、これによらずに年度中途に受託者から提出させた経費の見込額に基づき変更契約を締結していた。

No.87

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 深層混合処理工法の設計手法検討業務 | | |
| 課名 | 建設・技術課 | 創設年度 | 平成20年度 |
| 事業目的 | 県における「深層混合処理工法」の統一的基準を策定するため、「設計手法検討会」を設置する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 技術交流フォーラム | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,675,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

仕様書に基づき、見積書を徴取して請負契約を検討されたい。
 実績報告書の負担軽減（経費の精算報告）を図るため、委任契約ではなく仕様書の充実を図り、見積書を取って契約を行う請負契約を検討されたい。

額の確定に際し、支出額についての確認が行われていなかった。
 当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）であるが、支出額について証拠書類等の確認がなされていなかった。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 農業農村整備標準積算システム佐賀県版運用保守業務 | | |
| 課名 | 建設・技術課 | 創設年度 | 平成14年度 |
| 事業目的 | 直轄版標準積算システムをベースとして、補助版利用団体が必要とするものについて、機能の拡張・変更をし、積算内容の統一化や情報公開に対処できるシステムへの改修を行う。 利用団体の補助版標準積算システムの運用については、農業農村整備情報総合センターが運用保守業務を行う。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 農業農村整備情報総合センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,769,500 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 労務調査費・建設資材価格調査・特別調査業務 | | |
| 課名 | 建設・技術課 | 創設年度 | 平成5年度 |
| 事業目的 | 公共工事を発注するにあたり、工事費の積算(予定価格)に使用する建設資材単価及び労務単価を決定するための基礎となる資料を得る調査を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 経済調査会九州支部 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 一般競争入札 | | |
| 契約金額 | 14,394,450 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 電子入札コアシステムサポートサービス（プログラム・サポートサービス）業務 | | |
| 課名 | 入札・検査センター | 創設年度 | 平成13年度 |
| 事業目的 | 公共事業の入札手続をインターネット上で行うことにより競争性の向上、コスト縮減、事業の迅速化を図るために導入した、「電子入札システム」の本稼働に伴うサポートサービス（操作方法、障害回避方法等に対する技術支援）業務を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 日本建設情報総合センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 2,362,500円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 総合評価落札方式に係る技術審査等業務（道路部門）（街路部門） | | |
| 課名 | 入札・検査センター | 創設年度 | 平成20年度 |
| 事業目的 | 県土づくり本部で発注する建設工事の総合評価落札方式に係る技術評価（案）の作成と技術審査等を実施する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 アテーナ | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（単価契約） | | |
| 契約金額 | 471,450円（道路） 308,700円（街路） | | |

（監査指摘及び意見）

業者選定方法で、検討を要するものがあつた。

業者の選定が公募方式となっていたが、応募業者が1社のみで競争が働いていない。

今後は、公募期間の延長や広報方法など、複数業者の応募ができるよう検討されたい。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 用地補償技術補助業務 | | |
| 課名 | 土地対策課 | 創設年度 | 平成10年度 |
| 事業目的 | 各土木事務所の用地担当職員が用地補償業務を処理するに際し、同業務に関し、技術・知識・経験等を有する者に指示し、当該業務を補充的に処理させることによって業務遂行の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県土地開発公社 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 26,981,850円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 地価調査基準地鑑定評価業務 | | |
| 課名 | 土地対策課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 国土利用計画法施行令第9条に基づき実施する地価調査事業に係る基準地の鑑定評価業務を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県不動産鑑定士協会 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 15,105,825円 | | |

(監査指摘及び意見)

契約種別で検討を要するものがあつた。

予定価格の積算は、国土交通省単価に準拠し、単価に調査か所数を乗じているのみであるが、上限額を定めるお願い委託となっている。

本契約は、成果物があり、調査実施の数量もあらかじめ定められていることから、請負契約として契約締結ができる業務内容である。精算報告の作成などにより受託者に余分な負担をかけるためにも、単価契約による請負契約を検討されたい。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 「22世紀に残す佐賀県遺産」制度啓発業務 | | |
| 課名 | まちづくり推進課 | 創設年度 | 平成17年度 |
| 事業目的 | 「佐賀県遺産」に認定された建造物を巡る旅を企画し、県民協働で実施することで、「22世紀に残す佐賀県遺産」制度の啓発を促し、県民の郷土に対する誇りや愛着心を育み、活力ある佐賀県の創造に資する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 佐賀県CSO推進機構 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 800,100円 | | |

(監査指摘及び意見)

契約種別で検討を要するものがあった。

当事業は、2年目で委託内容も前年度に引き続きの事業であることから、前年度の実績報告書等を参考に仕様書の充実を図り、見積りによる請負契約を検討されたい。

額の確定に際し、支出額についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約(お願い委託)であるが、支出額について証拠書類等での確認がなされていなかった。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | さが「農業・農村」探検隊!業務 | | |
| 課名 | 農山漁村課 | 創設年度 | 平成20年度 |
| 事業目的 | 農業・農村の保全に対する意識の醸成を図り、農業・農村の有する機能の保全に資することを目的として、土地改良施設や農業・農村に関係した歴史的施設等の役割を学ぶための見学会や農業体験活動等を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀土地改良区 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約(企画コンペ方式) | | |
| 契約金額 | 348,100円 | | |

(監査指摘及び意見)

契約書の内容で、検討を要するものがあった。

協働で実施するのであれば、役割分担等を委託契約書等に明記するよう検討されたい。

実績報告書の内容で、検討を要するものがあった。

業務完了報告書は、委託業務名、委託料、履行期限及び完了年月日の記載しかなく、契約書で「実施した業務内容を証する資料を添付して県に提出」を求めているが、成果等求めて

いるものが具体性に欠けるので、自己評価等の提出を検討されたい。

実績確認の方法で、見直しを要するものがあった。

実績報告書の提出で、受託者から収支決算書を提出させていた。

当該契約は請負契約であるので事業の実施内容や成果を確認すればよいことから、受託者に余分な負担をかけることがないよう実績確認方法について見直されたい。

No.97

| | | | |
|-------|---|------|---------|
| 委託事業名 | 特殊建築物、建築設備及び昇降機等定期報告台帳整備業務 | | |
| 課名 | 建築住宅課 | 創設年度 | 平成3年度以前 |
| 事業目的 | 建築基準法に基づき、知事が指定する建築物を建物所有者が知事に定期調査報告のための、特殊建築物の台帳整備、建築所有者への定期報告書提出通知、報告書の受理、記載指導、内容審査、督促、審査結果の報告者への送付の業務を委託 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県土木建築技術協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 4,305,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.98

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 構造計算適合性判定業務 | | |
| 課名 | 建築住宅課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 建築基準法の規定に基づき知事が行う構造計算適合性判定に関する業務を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県土木建築技術協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約(企画コンペ方式) | | |
| 契約金額 | 46,247,250円(単価契約) | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 営繕積算システム等整備業務 | | |
| 課名 | 建築住宅課 | 創設年度 | 昭和60年度 |
| 事業目的 | 営繕工事における積算基準の統一を図り、公共建築物としての一定の品質を確保するため、建築工事標準単価を作成し、電算機を活用した営繕業務の建築・設備工事複合単価作成を行う積算システムの整備を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 建築コスト管理システム研究所 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,261,103円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | まちづくり活動支援事業業務 | | |
| 課名 | 建築住宅課 | 創設年度 | 平成16年度 |
| 事業目的 | 地域住民などによるまちづくり活動を支援し、地域自らの発想で、街の空間を創りだし、民間の建築活動の積み重ねによる、美しく活力のある、いつまでも住み続けたい地域づくりを県民協働で進める。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 佐賀県CSO推進機構 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約(企画コンペ方式) | | |
| 契約金額 | 765,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

業務内容が、まちづくり活動団体の募集、審査委員会の運営、支援決定団体への指導・助言、成果発表会の開催など、業務内容が多岐にわたっているが、人件費単価が県の日々雇用職員賃金並(6,100円/日)で積算されている。業務内容に応じた適正な積算を検討されたい。

契約書の内容で、検討を要するものがあった。

当業務は協働化テストで採択され実行に移されたものであり、協働で実施するのであれば、役割分担等を委託契約書等に明記するよう検討されたい。

業者募集の方法で、検討を要するものがあった。

「企画コンペ方式により随意契約を行う場合には、原則として県のホームページでの公募により行うこと」とされているが、県内の12の中間支援組織(個々のCSO[市民社会組

織]を支援することを目的に活動するCSO)に応募を呼びかけるのみでホームページには掲載されていなかった。

実績報告書の内容で、検討を要するものがあつた。

成果報告書の定めが無く、受託者が任意様式(募集説明会の開催実績、応募要領等の配布実績、応募書類の写し、公開審査会の開催状況、成果発表会の開催状況、収支決算書を記載)で報告していた。実績報告書の様式を検討されたい。

実績報告書の提出で、請負契約にもかかわらず、受託者から収支決算書を提出させていた。

当契約は請負契約であるので事業の実施内容や成果を確認すればよいことから、受託者に余分な負担をかけることがないように事業の実績報告書の提出書類を見直されたい。

No.101

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 地域森林計画樹立事業費補助作業業務 | | |
| 課名 | 森林整備課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 森林法に基づき、知事が作成する「地域森林計画」の中の「森林簿」、「森林計画図」整備のために森林簿と現況の照合及び森林簿更新のための入力原票への記入作業等を委託し、業務の効率化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県森林組合連合会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 2,054,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.102

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 緑化普及啓発業務 | | |
| 課名 | 森林整備課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 「こだまの森林づくり」を県民に周知し、森林づくりに対する理解の醸成及び県民協働による森林づくり活動の推進を図るため、緑化普及啓発業務を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県緑化流通センター | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 6,224,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

契約方法で、検討を要するものがあつた。
 同団体と単独随契で契約されているが、県民協働事業で実施されており、競争性、公平性、透明性の確保の観点から、公募による企画コンペを検討されたい。

委託業務に係る仕様書が作成されていなかった。
 仕様書は、業務内容、委託業務の頻度、委託条件などを相手方に示して、相手方の了解を得るものである。
 所管課は、委託業務に必要な経費の積算及び団体が受託を判断できるようにするために、委託業務の詳細を記載した仕様書を作成し、あらかじめ団体に示されたい。

実績報告書に、事業効果に関しての記述がなかった。
 当業務は、緑化普及啓発業務であり、事業評価のためには、普及啓発の効果を測定する必要があるが、実績報告書の内容は、「普及啓発を行った。」「研修会、先進地視察、現地視察を実施した」等の記述にとどまっており、事業実施の効果がどうだったのかといった報告がなされていなかった。所管課は、受託者に参加者・相談者へのアンケート等を行わせるなど事業の効果測定方法について検討されたい。

No.103

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | こだまの森林づくりネットワーク推進業務 | | |
| 課名 | 森林整備課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 森林ボランティアをはじめとする県民のネットワークづくりを進めるとともに、こだまの森林づくりへの参画を推進するなど、県民協働によるこだまの森林づくりを実現するため、県民協働によるこだまの森林づくりかたらんかい(企画運営会議)の開催、森林づくりコーディネーターの配置による森と県民の橋渡しなど森林ボランティア活動の支援業務を実施する。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 ビッグ・リーフ | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 4,378,500円 | | |

(監査指摘及び意見)

公募による企画コンペ方式の請負契約を検討されたい。
 業者選定に当たって、課内の選定委員会で単一の業者が決定されているが、競争性、公平性、透明性の確保の観点から、公募による企画コンペを検討されたい。

委託事業の完了認定(評価)で、検討を要するものがあつた。
 ソフト事業で、具体的な成果品を求めるものでないことから、県は、受託者から仕様書に基づく事業実施計画書を提出させ、事業の内容の確認と進行管理を行っている。

また、事業の実施状況を確認するために、業務の実施状況の報告を求めているが、受託者から提出された活動報告書に対する指導・意見等や活動に対する評価等の意見の記載がなかった。

さらに、完了報告書が提出され、受託者の事業実施に対する具体的な成果の評価、今後の課題、改善案、総合評価等がなされないままに、委託事業の完了認定がなされていた。

この事業が平成19年度から平成23年度までの5年間の継続事業であることから、受託者に対する評価の方法を検討されたい。

No.104

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | さかの樹認証制度体制整備事業 | | |
| 課名 | 森林整備課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県民協働により針葉樹と広葉樹の混交林や広葉樹林を育成するとともに、人工林については、様々な林齢のスギ・ヒノキ林に誘導するなど、多様な森林づくりを推進する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県緑化流通センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 6,008,100円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.105

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 緑のふれあいイベント開催業務 | | |
| 課名 | 森林整備課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県民協働による多様な森林・緑づくりを県民全体の運動に発展させるため、森林・緑に対する理解の醸成(緑のふれあいイベント開催)を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県緑化流通センター | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 459,000円 | | |

(監査指摘及び意見)

契約方法で、検討を要するものがあつた。

同団体と単独随契で契約されているが、県民協働事業で実施されており、競争性、公平性、透明性の確保の観点から、公募による企画コンペを検討されたい。

事業実施に当たり、仕様書が作成されていなかった。

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。
事業実施に伴う人件費の積算がなされず、原材料費のみの積算となっていた。事業内容に応じた適切な積算を検討されたい。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 二十一世紀県民の森子ども体験教室開催等業務 | | |
| 課名 | 森林整備課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県民協働による多様な森林・緑づくりを県民全体の運動に発展させるため、森林・緑に対する理解の醸成（森林を支える体制整備）を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 スマイルアース | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 3,400,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

契約方法で、検討を要するものがあった。

同団体と単独随契で契約されているが、県民協働事業で実施されており、競争性、公平性、透明性の確保の観点から、公募による企画コンペを検討されたい。

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

事業実施に伴う人件費の積算がなされず、原材料費のみの積算となっていた。事業内容に応じた適切な積算を検討されたい。

事業実施に当たり、仕様書が作成されていなかった。

実績報告書に、事業の効果についての記述がなかった。

当業務は啓発事業であり、事業の評価のためには、啓発の効果測定する必要があるが、実績報告書の内容は、研修会の開催回数や体験教室用の資材購入等の記載にとどまっており、事業実施の効果に関する報告がなされていない。所管課は、受託者に参加者へのアンケート等を行わせるなど事業の効果測定方法について検討されたい。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 元気な企業の森林づくり活動支援業務 | | |
| 課名 | 森林整備課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 県民協働による多様な森林・緑づくりを県民全体の運動に発展させるため、森林・緑に対する理解の醸成（森林・緑を支える体制整備）を図る。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 佐賀県CSO推進機構 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（企画コンペ方式） | | |
| 契約金額 | 1,365,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

委託事業の成果認定（評価）で、検討を要するものがあった。

協働型委託の場合、契約書で「県が主催し、受託者が参加する『ふりかえり会議』において事業評価を実施し、県は、その結果を公表するものとする。」となっており、自己チェックシートは作成されているが、具体的な成果の把握、今後の課題、改善案、総合評価欄への記入がなされていなかった。

ふりかえり会議を開催して業務の評価をしているならば、今後の業務に反映できるよう評価方法を検討されたい。

完了報告書に事業に係る収支計算書を提出させているものがあった。

請負契約を締結しているにもかかわらず、完了報告書の提出時に委託事業に係る収支計算書を提出させていた。事業に係る経費支出内容の審査は必要なく、受託者の事務コスト軽減のうえからも、収支計算書の提出は不要である。

経営支援本部

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 軽油流通情報管理システム運用業務 | | |
| 課名 | 税務課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 軽油引取税の脱税を未然に防止し課税の適正化を図るため、知事は特約業者等の指定及び取消しについて関係都道府県知事に通知すること並びに業者からの届出事項及び報告事項の一部を関係都道府県知事に通知することになっていた。事務処理の簡素効率化を図るため、財団法人地方自治情報センターに電算処理及びシステムの保守管理を委託する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 地方自治情報センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 5,059,740円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.109

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 | | |
| 課名 | 市町村課 | 創設年度 | 平成12年度 |
| 事業目的 | 住民基本台帳法に基づき整備・運用される住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築することにより行政サービスの向上に資する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 地方自治情報センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 18,330,446円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.110

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 自治体職員協力交流事業業務(韓国) | | |
| 課名 | 国際課 | 創設年度 | 平成10年度 |
| 事業目的 | 本県職員の韓国全羅南道への派遣に対するカウンターパートとして、韓国全羅南道から職員を受け入れることで、本県と相手先地域との友好関係の強化を図る。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県国際交流協会 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,902,448円 | | |

(監査指摘及び意見)

予定価格の積算で、適正でないものがあった。

事業に要する経費として、事業の直接経費のみが積算され、事業執行に係る人件費、間接経費が積算されていなかった。

事業内容に変更もないのに、変更契約が締結されていた。

契約書では、委託費の上限額で契約を行い、額の確定を行い委託料の確定額が概算額を下回る場合は、委託料の一部を返還することとなっているが、受託者に年度中途に経費の執行状況を提出させるなど、過度の負担をかけているものとなっていた。

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 佐賀県海外技術研修員受入事業 | | |
| 課名 | 国際課 | 創設年度 | 平成10年度 |
| 事業目的 | 中国、韓国を始めとするアジアの友好交流地域や南米県人会等本県と密接な関係を有する国・地域との交流を促進するため、技術供与を行い、両地域の発展に結びつく交流事業を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県国際交流協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 2,870,377 円 | | |

（監査指摘及び意見）

予定価格の積算で、適正でないものがあった。

事業に要する経費として、事業の直接経費のみが積算され、事業執行に係る人件費、間接経費が積算されていなかった。

実績報告書に、事業の効果についての記述がなかった。

実績報告書を提出させているが、事業の実施状況の記述にとどまっていた。

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 委託事業名 | 県民協働による私費留学生支援業務 | | |
| 課名 | 国際課 | 創設年度 | 平成19年度 |
| 事業目的 | 経済的に厳しい私費留学生に対し、県民協働で奨学金を支給することにより、奨学金提供者である県民と留学生の顔の見える関係を構築し、お互いの交流が進むように県民協働で支援を行う。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 国際下宿屋 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（企画コンペ方式） | | |
| 契約金額 | 1,009,999 円 | | |

（監査指摘及び意見）

実績報告書の確認で適正でないものがあった

提案された事業計画書には、本事業をより効果的なものにするために奨学生にアンケート調査・ヒアリング調査を行い、今後の支援活動の一助とすると提案されていたが、業務報告書にその結果等は記載されていなかった。また所管課はアンケート調査等が行われたかどうかの確認も行っていなかった。

仕様書の作成で、検討を要するものがあった。

仕様書で、受託事業者が奨学生に対する奨学金の支払方法について記載されていなかった。
（口座振込み、現金支払い等）

完了報告書に事業に係る収支計算書を提出させているものがあつた。
請負契約を締結しているにもかかわらず、完了報告書の提出時に収支計算書を提出させていた。事業に係る経費支出内容の審査は必要なく、受託者の事務コスト軽減のうえからも、収支計算書の提出は不要であつた。

教育委員会

No.113

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | SSCネットワーク事業（問題を抱える子ども等の自立支援事業）業務 | | |
| 課名 | 学校教育課 | 創設年度 | 平成15年度 |
| 事業目的 | 不登校やいじめの問題への対応などの学校が抱える課題について、未然防止・早期発見・早期対応につながるような効果的な支援を行うため、スクーリング・サポート・センター（SSC）を中心として学校、家庭、関係機関、民間施設、NPO等が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究を行う。 | | |
| 委託事業者 | NPO法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 550,000円 | | |

（監査指摘及び意見）

仕様書の作成で、検討を要するものがあつた。

相手団体への委託協議に際して契約書、仕様書、積算内訳が示されているが、業務量を把握できる内容となっていなかった。

契約書の内容で、適正でないものがあつた。

委任契約（お願い委託）であるにもかかわらず、契約書の委託金額は、「本契約による委託金額は金550,000円とする。」とされ、上限額の規定とはなっていなかった。

契約書の内容で、適正でないものがあつた。

契約書に再委託の禁止に関する条項が明記されていなかった。

額の確定に際し、支出額についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約（お願い委託）であるが、支出額について証拠書類等での確認がなされていなかった。

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 委託事業名 | 協働提案型家庭教育講座助成事業業務 | | |
| 課 名 | 社会教育・文化財課 | 創設年度 | 平成 18 年度 |
| 事業目的 | 家庭教育の一層の充実を図るため、社会教育関係団体や特定非営利活動法人をはじめとする市民社会組織（CSO）と協働して家庭教育講座を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 日新小学校 PTA、NPO 法人キッズの森 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（企画コンペ方式） | | |
| 契約金額 | 1 団体当たり 200,000 円 | | |

（監査指摘及び意見）

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

事業に要する経費として、事業の直接経費のみが積算され、事業執行に係る人件費、間接経費が積算されていなかった。適正な積算を検討されたい。

事業実施方法で、検討を要するものがあった。

委託事業で実施されているが、市民社会組織（CSO）が実施する「家庭教育講座」への補助事業として実施すべきである。事業の実施方法を検討されたい。

額の確定で検討を要するものがあった。

事業委託要綱で事業実施に係る経費については、1 事業 20 万円を限度とし、参加者から受益者負担として徴収するものは委託料に計上しないこととなっていた。

県の委託事業であるならば、事業費総額を報告させ、額の確定をすべきである。

事業委託要綱に定める「県民協働事業の振り返り」がなされていない。

協働で取り組んだ事業については県民協働指針に基づき、「県民協働事業の振り返り」を行い、その結果を公表することとなっているが、振り返りがなされていない。

契約書の内容で、検討を要するものがあった。

協働で実施するのであれば、業務の役割分担を契約書等に明記されたい。

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 学校地域連携コーディネーター配置事業業務 | | |
| 課 名 | 社会教育・文化財課 | 創設年度 | 平成 20 年度 |
| 事業目的 | 地域の教育力の低下、教員の業務量増等の背景から、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域が多様な形態の教員支援をして、教員が子どもと向き合う時間の拡充を図る。中学校区単位に学校支援地域本部を設置し、地域コーディネーターが学校支援ボランティア（無償）の調整をして積極的な学校支援活動を行い、教員の負担軽減を図る。 | | |
| 委託事業者 | 神崎市地域学校支援実行委員会、あじさい地域教育協議会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 神崎市地域学校支援実行委員会 1,748,489 円、あじさい地域教育協議会 264,799 円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 委託事業名 | 吉野ヶ里遺跡出土鉄製品保存処理業務 | | |
| 課 名 | 社会教育・文化財課 | 創設年度 | 平成 10 年度 |
| 事業目的 | 吉野ヶ里遺跡から出土した重要資料の保存処理や化学分析を通じ、考古学上の重要な情報を国内外に発信し、県民に対し郷土の歴史を伝え、佐賀県の PR に活かす。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 元興寺文化財研究所 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 見積り合せによる随意契約 | | |
| 契約金額 | 329,280 円 | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

No.119

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 中原遺跡甕棺出土古人骨分析調査業務 | | |
| 課 名 | 社会教育・文化財課 | 創設年度 | 平成7年度 |
| 事業目的 | 西九州自動車道文化財調査に伴う、唐津市中原遺跡の弥生時代甕棺墓群から出土した古人骨体の分析調査を行うことにより、人骨の形質及び葬墓制の解明を図る。 | | |
| 委託事業者 | 国立大学法人 長崎大学 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 327,560 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

警察本部

No.120

| | | | |
|-------|----------------------------------|------|-------|
| 委託事業名 | 停止処分者及び違反者の講習業務 | | |
| 課 名 | 運転免許課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 道路交通法に基づく免許停止者に対する講習、違反者に対する講習業務 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県交通安全協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 36,299,970 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.121

| | | | |
|-------|------------------------------|------|-------|
| 委託事業名 | 指定自動車教習所職員講習の実施に関する業務 | | |
| 課 名 | 運転免許課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 道路交通法に基づく指定自動車教習所の職員に対する講習業務 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県指定自動車学校協会 | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 1,757,217 円 | | |

(監査指摘及び意見)

予定価格の積算で、検討を要するものがあった。

実施要領では、講習効果を高めるため、運転シミュレーター、視聴覚教材、適性検査機器等を活用するように規定されている。

しかしながら、積算では当該機器は委託者が準備するのではなく、受託団体の構成員である自動車教習所が保有する機器を活用することを想定しているのに、当該機器の使用に関する経費が積算されていなかった。業務内容に応じた積算(間接費)を検討されたい。

額の確定に際し、支出額についての確認が行われていなかった。

当契約は、契約額の上限額を定めて契約し、精算をもって契約額を確定する委任契約(お願い委託)であるが、支出額について証拠書類等での確認がなされていなかった。

No.122

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 仮運転免許学科試験事務補助業務 | | |
| 課名 | 運転免許課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 道路交通法に基づき、県指定自動車教習所に入校している者に対して、仮運転免許学科試験に関する事務を委託する。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県指定自動車学校協会 | | |
| 契約種別 | 準委任(お願い委託) | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 9,617,391円 | | |

(監査指摘及び意見)

額の確定で、検討を要するものがあった。

少子化に伴う受験者数の減少に伴い、委託料の積算基礎である予定受験者数・試験回数と実績に大幅な差が出ているが、実績に基づく額の確定はなされていない。

額の確定は、積算基礎に基づく受験者数で支出額を認定するなど、額の確定方法を検討されたい。

仮に、予定価格の算定基礎に基づく受験者数及び受験回数で実績額を判断すると、

| 区分 | 積算単価 | 積算時間・受験者見込 | 契約額 | 実数 | 実績額 |
|-----|---------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 人件費 | 33.3円 | 120分 1,842人 | 7,360,632 | 1,669 | 6,669,324 |
| | | 80分 260人 | 692,640 | 260 | 692,640 |
| 物件費 | 11 答案 | 15,500人 | 170,500 | 12,500 | 137,500 |
| | 20 報告 | 1,900人 | 38,000 | 1,700 | 34,000 |
| | 58 消耗品費 | 15,500人 | 899,000 | 12,500 | 725,000 |
| 小計 | | | 9,160,000 | | 8,258,000 |
| 消費税 | | | 458,000 | | 412,900 |
| 合計 | | | 9,618,000 | | 8,670,900 |

契約種別で、検討を要するものがあつた。

この事業は平成3年から現在の受託者に委託されており、事業内容、手法も熟知した相手であり、収支決算書の提出や額の確定行為が必要な委任契約（お願い委託）ではなく、受託者に業務仕様書を示して、見積書を徴取し、受験者数による請負契約（単価契約）を検討されたい。

No.123

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 運転免許証更新時講習業務 | | |
| 課名 | 運転免許課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 道路交通法に基づき、運転免許証更新時講習を実施する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県交通安全協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（単価契約） | | |
| 契約金額 | 81,005,325 円（優良講習 458 円、一般講習 690 円、違反者講習 1,114 円、消費税） | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

No.124

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 運転免許事務に関する業務 | | |
| 課名 | 運転免許課 | 創設年度 | 平成8年度 |
| 事業目的 | 度重なる道路交通法改正により、新たな事務が増加している中、事務を遅延させず県民の利便性を確保するため、運転免許関係事務（免許証更新、再交付等）を委託する。 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県交通安全協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（単価契約） | | |
| 契約金額 | 37,314,660 円（免許更新 192 円、再交付 351 円、記載事項 135 円ほか8種類、消費税） | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

No.125

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 運転免許証更新情報提供及び高齢者講習情報提供の実施に関する業務 | | |
| 課名 | 運転免許課 | 創設年度 | 平成8年度 |
| 事業目的 | 道路交通法に基づく運転免許証更新情報提供及び道路交通法に基づく高齢者講習情報提供に関する業務 | | |
| 委託事業者 | 財団法人 佐賀県交通安全協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 一般競争入札（単価契約） | | |
| 契約金額 | 14,484,409 円（連絡書発送 1 件当たり 98 円 + 消費税） | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.126

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 委託事業名 | 犯罪被害者支援業務 | | |
| 課名 | 警務課 | 創設年度 | 平成8年度 |
| 事業目的 | 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその遺族等（以下「被害者等」という。）の支援に関する業務を実施する。 | | |
| 委託事業者 | NPO 法人 被害者支援ネットワーク佐賀ボイス | | |
| 契約種別 | 準委任（お願い委託） | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 4,319,700 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.127

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 委託事業名 | 道路交通情報提供業務 | | |
| 課名 | 交通規制課 | 創設年度 | 昭和55年度 |
| 事業目的 | 道路交通法に基づき、各種の広報媒体を通して交通情報（交通規制、交通渋滞、道路案内、広報等の情報）の提供を行う。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 日本道路交通情報センター | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約 | | |
| 契約金額 | 12,420,000 円 | | |

(監査指摘及び意見)

特になし

No.128

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 委託事業名 | 自動車保管場所現地調査業務 | | |
| 課名 | 交通規制課 | 創設年度 | 平成5年度 |
| 事業目的 | 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づく、自動車の保管場所証明に必要な現地調査業務及び自動車保管場所現地調査報告書の作成及び報告業務。 | | |
| 委託事業者 | 社団法人 佐賀県自家用自動車協会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 一般競争入札（単価契約） | | |
| 契約金額 | 53,017,699 円（調査1件当たり1,150円＋消費税） | | |

（監査指摘及び意見）

特になし

No.129

| | | | |
|-------|---------------------------------------|------|-------|
| 委託事業名 | 安全運転管理者等に対する講習業務 | | |
| 課名 | 交通企画課 | 創設年度 | 平成3年度 |
| 事業目的 | 道路交通法に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の実施。 | | |
| 委託事業者 | 佐賀県安全運転管理者協議会 | | |
| 契約種別 | 請負 | | |
| 契約の方法 | 単一業者との随意契約（単価契約） | | |
| 契約金額 | 9,829,858 円（受講者1人当たり3,150円＋消費税） | | |

（監査指摘及び意見）

仕様書の作成で、検討を要するものがあつた。

見積依頼の際に、受託者に見積条件書を示しているが、受託者が見積金額を算出するには記載内容が不十分だった。

見積依頼に当たっては、業務内容及び業務量を記載した仕様書等の作成を検討されたい。